【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年６月６日
【発行者名】	大和住銀投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　後藤　正明
【本店の所在の場所】	東京都千代田区霞が関三丁目２番１号
【事務連絡者氏名】	植松　克彦
【電話番号】	03-6205-0200
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	日本株アルファ・カルテット（年２回決算型）
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	１兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

日本株アルファ・カルテット（年２回決算型）
（以下、「当ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

当ファンドは、追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である大和住銀投信投資顧問株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

１兆円を上限とします。

なお、上記金額には申込手数料および申込手数料にかかる消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）は含まれていません。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日（注１）の翌営業日の基準価額（注２）とします（なお、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれていません。）。

(注１)ニューヨークの銀行またはサンパウロの銀行の休業日と同日の場合には、取得のお申込みを受付けないものとします（取得申込受付不可日は、取引対象通貨の変更に伴い変更される場合があります。）。

(注２)基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

ファンドの基準価額については、お申込みの各販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。

大和住銀投信投資顧問株式会社
＜インターネットホームページ＞http://www.daiwasbi.co.jp/
＜お電話によるお問い合わせ先＞受付窓口：（電話番号）0120-286104
受付時間：午前９時から午後５時まで（土、日、祝日除く。）

（５）【申込手数料】

申込手数料は、申込価額（発行価格）に申込手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料率は、3.78%（税抜3.5%）を上限とし、販売会社毎に定めた率とします。

ファンドの申込手数料については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。

※申込手数料には、消費税等相当額がかかります。
※分配金自動再投資型において収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。
※申込手数料は、販売会社による商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに販売の事務等の対価です。

（６）【申込単位】

販売会社によって異なります。ファンドの申込単位については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。

（７）【申込期間】
平成29年６月７日から平成30年６月５日までです。
（申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

（８）【申込取扱場所】
ファンドの申込取扱場所（販売会社）については、下記までお問い合わせください。
大和住銀投信投資顧問株式会社
＜インターネットホームページ＞http://www.daiwasbi.co.jp/
＜お電話によるお問い合わせ先＞受付窓口：（電話番号）0120-286104
受付時間：午前９時から午後５時まで（土、日、祝日除く。）

（９）【払込期日】
①申込代金については、販売会社の定める期日までにお支払いください（詳細はお申込みの販売会社までお問い合わせください。）。

②申込期間中に、投資家から申込まれた振替受益権に係る取得申込みの発行価額の総額は、追加信託を行う日に、販売会社によって委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座（受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座）に払込まれます。

(10)【払込取扱場所】
申込代金は、お申込みの販売会社にお支払いください。

(11)【振替機関に関する事項】
振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12)【その他】
①振替受益権について
ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。
ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。
（参考）
◆投資信託振替制度とは、
ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

②日本以外の地域における発行
ありません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

(１)【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

当ファンドはわが国の株式への投資に加え、「高金利通貨戦略」と「株式カバードコール戦略」および「通貨カバードコール戦略」を組み合わせることで、インカムゲインとオプションプレミアムの確保、ならびに中長期的な信託財産の成長を目指します。

※当ファンドにおいて、「高金利通貨戦略」とは為替取引を活用して高金利通貨（取引対象通貨）の買いと円の売りを行うことをいいます。また、「株式カバードコール戦略」とはファンドが実質的に保有するわが国の株式に対し、株価指数のコールオプションを売却することをいいます。「通貨カバードコール戦略」とはファンドが実質的に保有する取引対象通貨建て資産に対し、円に対する取引対象通貨のコールオプションを売却することをいいます。以下、同じです。

②ファンドの基本的性格

当ファンドにおける一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は以下の通りです。

＜商品分類表＞

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型	国　内	株　式
	海　外	債　券
追加型	内　外	不動産投信
		その他資産 （　　）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

※商品分類表の各項目の定義について

追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

＜属性区分表＞

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態

株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （株式　一般）） 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　　）	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分表の各項目の定義について

その他資産（投資信託証券（株式　一般））

…目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に株式（一般）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。株式（一般）とは、属性区分において大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。

年２回…目論見書又は投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ…一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

③ファンドの特色

●当ファンドは、市場環境によっては基準価額が大きく変動または著しく下落する可能性があります。
当ファンドは主にわが国の株式への投資に加えて、為替取引およびオプション取引を活用して運用を行うよう設計された投資信託です。市場環境が良好な局面では、期待する収益機会を追求できますが、一方で、市場環境が悪化する局面では、基準価額が大きく変動または著しく下落する可能性があるため注意が必要です。

特色1 わが国の株式を実質的な投資対象とし、ファンダメンタルズおよびバリュエーション等を勘案し魅力的な銘柄に投資することで、中長期的な信託財産の成長を目指します。

■ケイマン籍の円建て外国投資信託証券「ジャパン・エクイティ・プレミアム・ファンド クラスA（Japan Equity Premium Fund Class A）*」と国内籍の親投資信託「マネー・マネジメント・マザーファンド」に投資するファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

■「ジャパン・エクイティ・プレミアム・ファンド クラスA」においては、財務の安定性、収益の成長性などの個々の企業のファンダメンタルズ、配当利回りその他のバリュエーション等を勘案して銘柄を選定します。外国投資信託証券における株式の運用は、大和住銀投信投資顧問が行います。

■「ジャパン・エクイティ・プレミアム・ファンド クラスA」への投資比率は、原則として高位を保ちます。

■「マネー・マネジメント・マザーファンド」は、国内籍の親投資信託で、円建ての公社債および短期金融商品等を主要投資対象とし安定した収益の確保を図ることを目的として、大和住銀投信投資顧問が運用を行います。

＊将来、投資対象のクラスが変更になる場合があります。

特色2 「高金利通貨戦略」では、相対的に金利水準の高い通貨の為替取引を実質的に行います。

■高金利通貨戦略では、円売り／取引対象通貨買いの為替取引を実質的に行います。これにより主に通貨間の金利差要因による「為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）／コスト（金利差相当分の費用）」、為替変動要因による「為替差益／差損」が生じます。

■取引対象通貨は、当初ブラジルレアルとします（取引対象通貨は将来変更になる場合があります。）。

特色3 「株式カバードコール戦略」および「通貨カバードコール戦略」を行うことで、オプションプレミアム*1の確保を目指します。

■株式カバードコール戦略は、わが国の株価指数（原則としてTOPIX（東証株価指数）とします。）のコールオプション*2の売りを行うことでオプションプレミアムの確保を目指す戦略です。

■通貨カバードコール戦略は、円に対する取引対象通貨のコールオプション*2の売りを行うことでオプションプレミアムの確保を目指す戦略です。

■各カバードコール戦略は、原則としてファンドの純資産総額の50%程度とします。また、原則として、権利行使が満期日のみに限定されているオプションを利用することを基本とします。

※各カバードコール戦略の比率は、運用環境等により50%から大きくかい離する場合があります。また、今後この比率を見直すこともあります。

＊1「オプションプレミアム」とは、オプションの買い手が売り手に支払う対価をいいます。
＊2「コールオプション」とは、対象資産（株式など）を特定の価格（権利行使価格）で特定の日（満期日）に買うことができる権利をいいます。

特色4 年2回の決算日に、原則として収益の分配を目指します。

■決算日は、毎年3月、9月の4日（休業日の場合は翌営業日）とします。

■分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。

■収益分配金は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。

■将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配のイメージ

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
		分配						分配			

※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

当ファンドの４つの収益源

当ファンドは、わが国の株式への投資に加え、「高金利通貨戦略」と「株式カバードコール戦略」および「通貨カバードコール戦略」を組み合わせることで、インカムゲインとオプションプレミアムの確保、ならびに中長期的な信託財産の成長を目指します。

日本株アルファ・カルテット（年2回決算型）

（イメージ図）

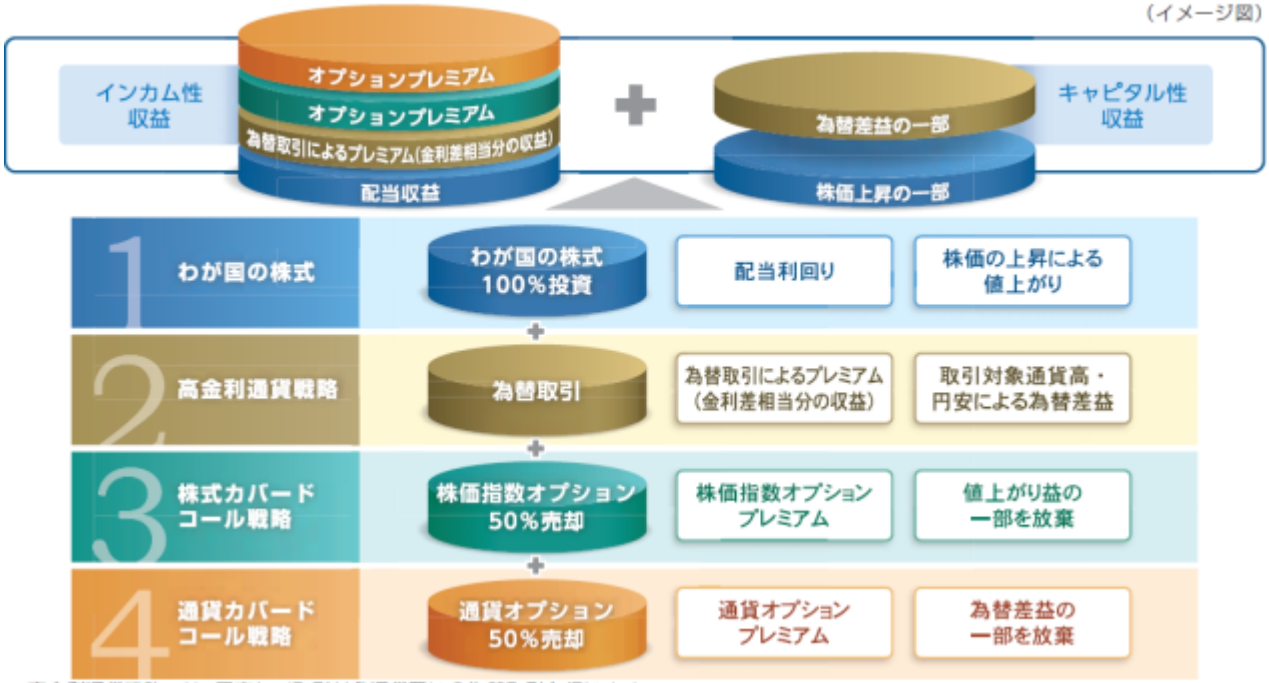

※高金利通貨戦略では、円売り／取引対象通貨買いの為替取引を行います。
※株式カバードコール戦略では、わが国の株価指数にかかるコールオプションの売りを行います。
※通貨カバードコール戦略では、円に対する取引対象通貨のコールオプションの売りを行います。
※各カバードコール戦略の比率は、運用環境等により50％から大きくかい離する場合があります。また、今後この比率を見直すこともあります。
※配当利回り、為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）およびオプションプレミアムは市場環境等により大きく変動する場合があります。将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。
※各カバードコール戦略によってオプションプレミアムの確保が期待される一方で、株価が下落した場合や対円で取引対象通貨が下落（円高）した場合には、下落幅に応じた損失を被ることとなります。
※当ファンドは外国投資信託証券を通じてわが国の株式に投資を行いますが、株式カバードコール戦略では、実質的に主にわが国の株価指数にかかるコールオプションの売却を行います。このため、ファンドの組入株式と当該株価指数が異なる値動きをした場合は、値上がり益の享受が想定通りにならない場合があります。
（注）上記は、当ファンドの収益の要因を示したイメージであり、当ファンドの将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

TOPIXの推移

（出所）Bloombergデータをもとに大和住銀投信投資顧問作成
※TOPIXは当ファンドのベンチマークではありません。
※上記は過去のデータであり、当ファンドの将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

為替取引によるプレミアム／コストについて

一般的に、円を売って円より高い金利の通貨を買う為替取引を行った場合、２通貨間の金利差を為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）として実質的に受け取ることが期待できます。反対に、円を売って円より低い金利の通貨を買う為替取引を行った場合は、為替取引によるコスト（金利差相当分の費用）が生じます。また、取引対象通貨の為替変動リスク等がともないます。

◉為替取引を活用した収益機会のイメージ

（イメージ図）

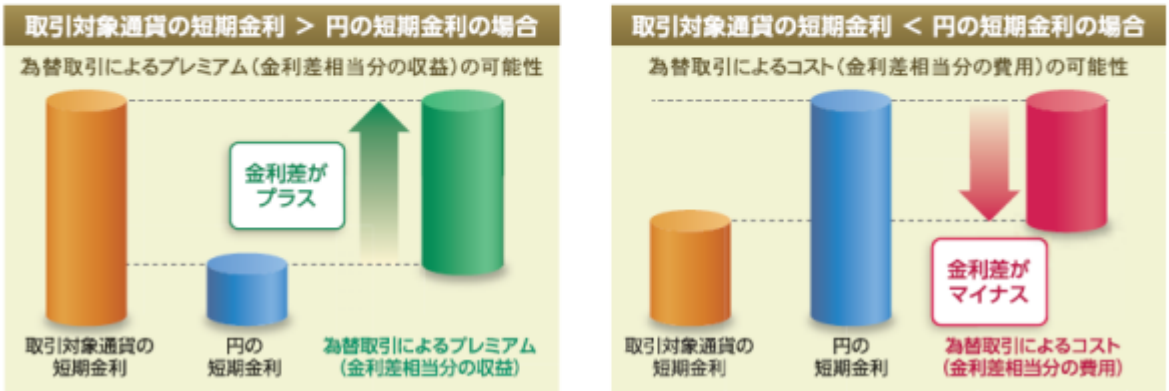

主要投資対象の外国投資信託証券では、スワップ取引を通じて為替予約取引やそれに類似する取引であるNDF（直物為替先渡取引）等により為替取引が行われます。これらの取引において取引価格に反映される為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）／コスト（金利差相当分の費用）は、金利水準だけでなく当該通貨に対する市場参加者の期待や需給等の影響を受けるため、金利差から理論上期待される水準と大きく異なる場合があります。

※NDF（ノン・デリバラブル・フォワード）とは、国外に資本が流出することを規制している等の状況下にある国の通貨の為替取引を行う場合に利用する為替先渡取引の一種で、当該通貨を用いた受渡しを行わず、主要通貨による差金決済のみとする条件で行う取引をいいます。

ブラジルレアル（対円）の推移

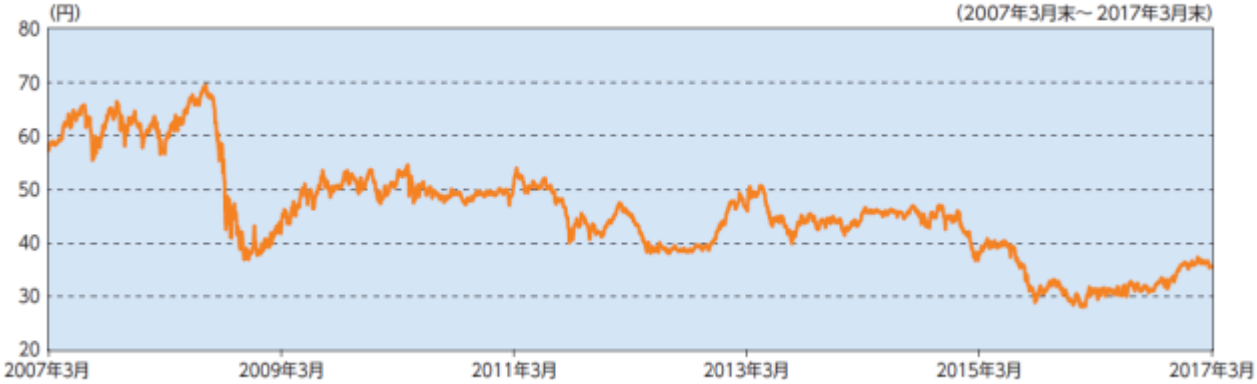

（出所）Bloombergデータをもとに大和住銀投信投資顧問作成
※上記は過去のデータであり、当ファンドの将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

カバードコール戦略を用いた場合の値動きの特徴について

◆原資産（株価指数など）および原資産に対するカバー率を50%とした場合のカバードコール戦略（以下、当戦略）の値動きの特徴として、主に３つのケースをあげることができます。

◆特に原資産価格が上昇・下落を繰り返すケース（3のケース）において、原資産価格が横ばい圏で推移したとしても当戦略の価格が下落（時間の経過とともに下落幅が拡大）する可能性があることは留意すべき特徴の一つと言えます。

＊「カバー率」とは、原資産に対するオプションのポジションの割合をいいます。

(注)カバードコール戦略により想定されるオプションプレミアムは考慮していません

（イメージ図）

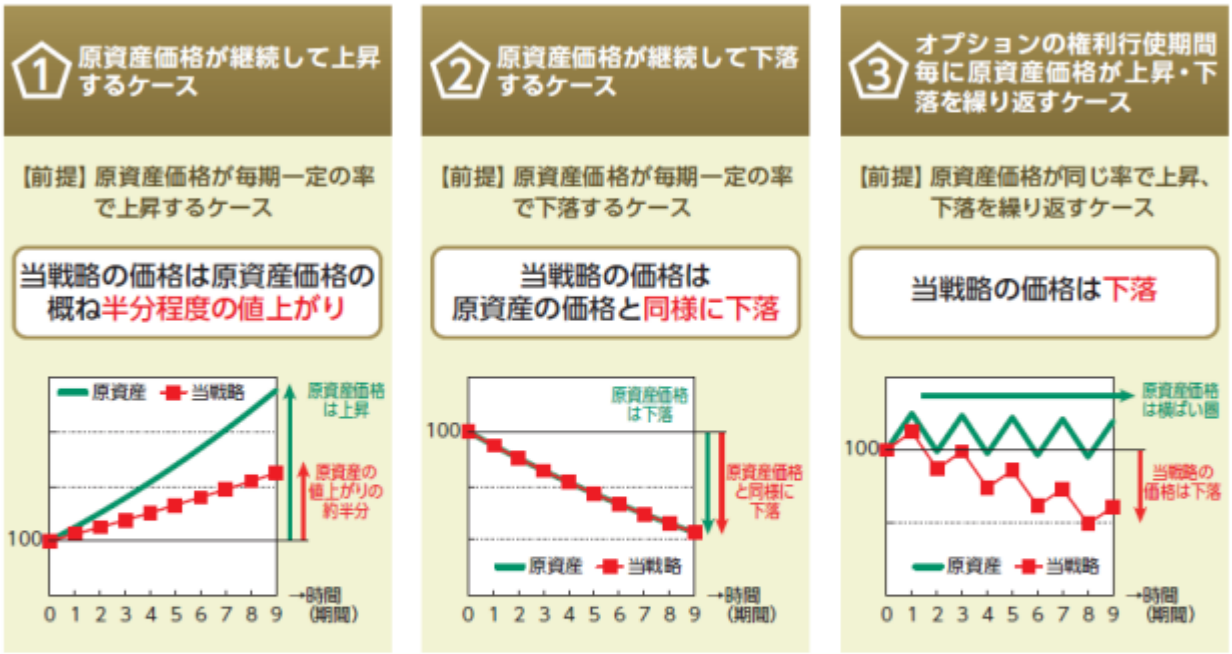

※原資産および当戦略の価格は当初100として指数化

※カバードコール戦略とは、オプションの権利行使価格を上回る原資産(株価指数など)の値上がり益を放棄するかわりに、オプションプレミアムの確保を目指す投資戦略です。

※上図の横軸(時間(期間))の目盛りは、カバードコール戦略におけるオプションの権利行使期間を表します。オプションの権利行使期間は、オプション取引量が多い1～3ヵ月程度が一般的です。

※上記は、原資産および原資産に対するカバー率を50%とし各期初にカバードコール戦略を構築したと仮定した場合のカバードコール戦略の値動きのイメージであり、カバードコール戦略に対する説明のすべてを網羅したものではありません。

当ファンドの収益のイメージ

当ファンドは主にわが国の株式への投資に加えて、為替取引およびオプション取引を活用して運用を行うよう設計された投資信託です。

●当ファンドのイメージ図

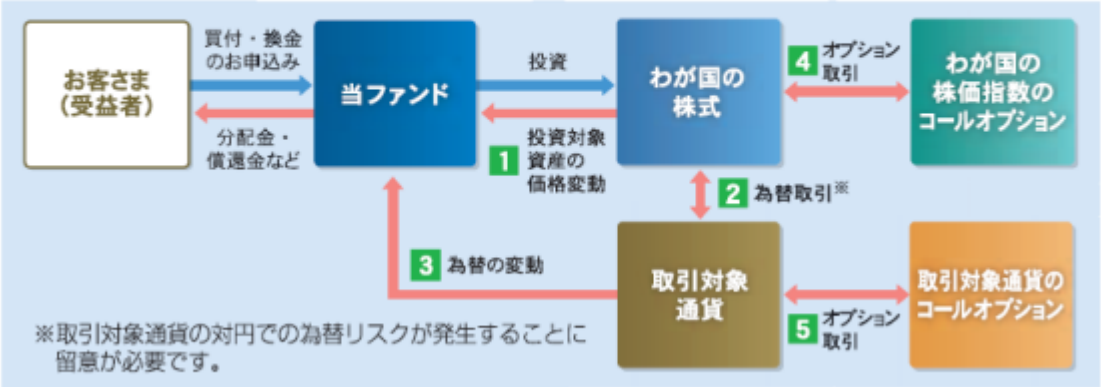

当ファンドの収益の源泉は、以下の５つの要素が挙げられます。

これらの収益の源泉に相応してリスクが内在していることに注意が必要です。

収益の源泉	収益を得られるケース	損失やコストが発生するケース
1 わが国の株式の配当収入、値上がり / 値下がり	株価上昇 *1 企業利益の増加 財務状況の改善 など	株価下落 企業利益の減少 財務状況の悪化 など
2 為替取引によるプレミアム / コスト	プレミアム（金利差相当分の収益）の発生 取引対象通貨の短期金利＞円の短期金利	コスト（金利差相当分の費用）の発生 取引対象通貨の短期金利＜円の短期金利
3 為替差益 / 差損	為替差益の発生*2 取引対象通貨に対して円安	為替差損の発生 取引対象通貨に対して円高
4 株価指数のコールオプションのプレミアム / 権利行使価格を上回る部分の一部損失	オプションプレミアムの受け取り	権利行使価格を上回る部分の一部損失 *1 権利行使価格を上回る株価指数の上昇
5 取引対象通貨のコールオプションのプレミアム / 権利行使価格を上回る部分の一部損失	オプションプレミアムの受け取り	権利行使価格を上回る部分の一部損失*2 権利行使価格を上回る取引対象通貨の上昇（円安）

＊1 株価指数が権利行使価格を超えて上昇した場合、その超過分はオプションの権利行使等によって、一部相殺されます。
＊2 取引対象通貨が権利行使価格を超えて取引対象通貨高（円安）となった場合、その超過分はオプションの権利行使等によって、一部相殺されます。
※当ファンドは外国投資信託証券を通じてわが国の株式に投資を行いますが、株式カバードコール戦略では、実質的に主にわが国の株価指数にかかるコールオプションの売却を行います。このため、ファンドの組入株式と当該株価指数が異なる値動きをした場合は、値上がり益の享受が想定通りにならない場合があります。
※過去の事実から見た一般的な傾向を表したものであり、上図のとおりにならない場合があります。

ファンドの仕組み

＊1 将来、投資対象のクラスが変更になる場合があります。
＊2 当ファンドが投資対象とする外国投資信託証券は、クレディ・スイス・インターナショナルを相手方とするスワップ取引を通じて、為替取引、株価指数オプション取引および通貨オプション取引の損益を享受します。

④信託金の限度額

信託金の限度額は、１兆円とします。委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

（２）【ファンドの沿革】

平成28年３月16日　信託契約締結

平成28年３月16日　当ファンドの設定・運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

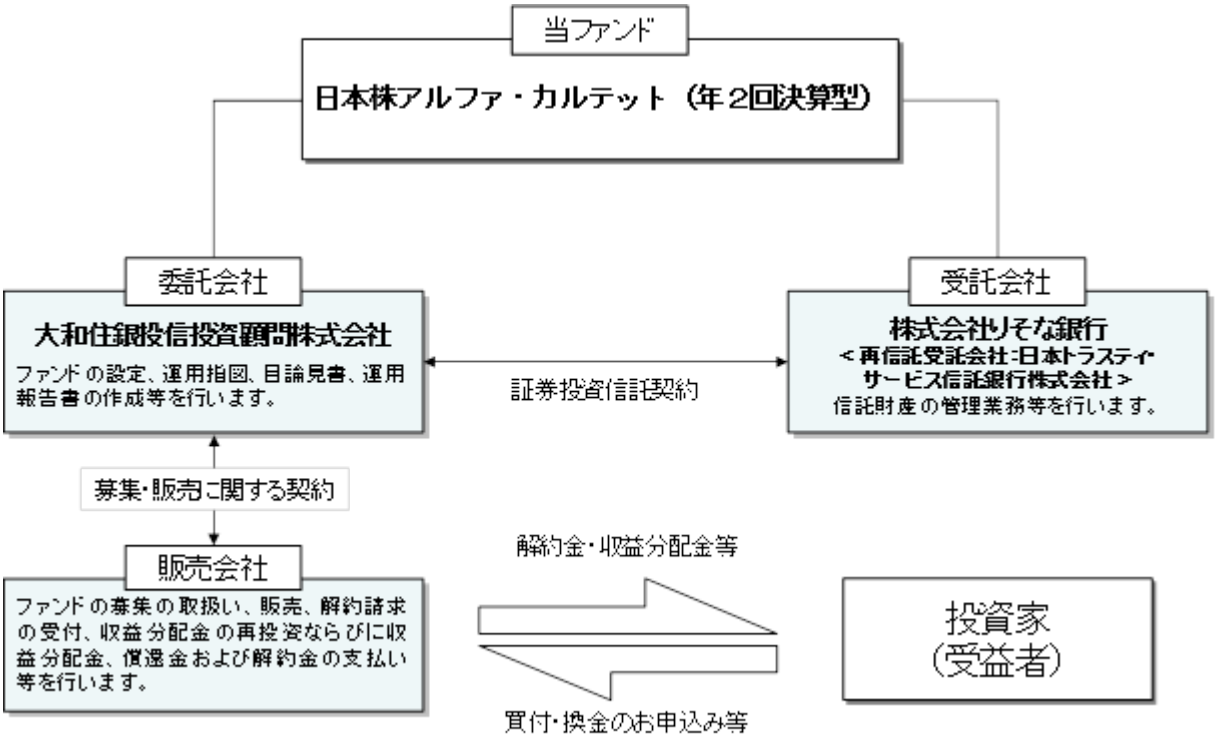

①委託会社等が関係法人と締結している契約等の概要

関係法人	契約等の概要
受託会社	ファンドの運用方針、投資制限、信託報酬の総額、ファンドの基準価額の算出方法、ファンドの設定・解約等のファンドの運営上必要な事項が規定されている信託契約を締結しています。
販売会社	販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続き等について規定した契約を締結しています。

②委託会社等の概況（平成29年３月末現在）

・資本金の額　　20億円

・会社の沿革　　昭和48年６月１日　大和投資顧問株式会社設立
　　平成11年２月18日　証券投資信託委託業の認可取得
　　平成11年４月１日　住銀投資顧問株式会社及びエス・ビー・アイ・エム投信株式会社と合併し、大和住銀投信投資顧問株式会社へ商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数（株）	比率（%）
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内１－９－１ グラントウキョウ　ノースタワー	1,692,500	44.0
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内１－１－２	1,692,500	44.0
ティー・アール・ピー・エイチ・コーポレーション	アメリカ合衆国21202,メリーランド州ボルチモア　イースト　プラットストリート100	385,000	10.0

２【投資方針】

(１)【投資方針】

①主に円建ての外国投資信託である「Japan Equity Premium Fund Class A」受益証券を主要投資対象とします。なお、親投資信託であるマネー・マネジメント・マザーファンド受益証券へも投資を行います。

②資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(２)【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．金銭債権

ハ．約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として「Japan Equity Premium Fund Class A」受益証券および大和住銀投信投資顧問株式会社を委託会社とし、株式会社りそな銀行を受託会社として締結された親投資信

託「マネー・マネジメント・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
３．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
４．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
５．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

なお、３の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。また、４および５の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③その他の金融商品の運用の指図

委託会社は、信託金を、前記②の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形

当ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要

当ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要は以下の通りです。

投資信託証券の概要は、平成29年３月末現在で委託会社が知り得る情報を基に作成しています。

＜ジャパン・エクイティ・プレミアム・ファンドの概要＞

ファンド名	Japan Equity Premium Fund Class A
基本的性格	ケイマン籍／外国投資信託受益証券／円建て
運用目的	主に日本の金融商品取引所に上場する株式（REIT やETF 等に投資する場合があります。）に投資します。 また、スワップ取引を通じて、実質的に高金利通貨の買いと円の売りの為替取引ならびに日本の株価指数のコールオプションの売りと円に対する高金利通貨のコールオプションの売りを行うことで、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目指します。
主要投資対象	日本の株式を主要投資対象とします。また、スワップ取引を通じて、為替取引、株価指数オプション取引ならびに通貨オプション取引を活用します。

投資方針	１．主として日本の株式に投資しつつ、為替取引および株価指数と通貨のカバードコール戦略を組み合わせることで、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目指します。 ＜日本株投資戦略＞ ・株式への投資に当たっては、財務の安定性、収益の成長性などの個々の企業のファンダメンタルズ、配当利回りその他のバリュエーション等を考慮して投資魅力のある銘柄を中心に投資します。 ・株式の運用は、大和住銀投信投資顧問株式会社が行います。 ＜高金利通貨戦略＞ ・高金利の通貨の買いと円の売りの為替取引を行います。 ・取引対象通貨は、ブラジルレアルとします。 ＜株式カバードコール戦略＞ ・株式カバードコール戦略は、日本の株価指数にかかるコールオプションの売りを行うことでオプションプレミアムの確保を目指す戦略です。 ・株式カバードコール戦略は、原則としてファンドの純資産総額の50%程度のコールオプションの売りを行います。 ＜通貨カバードコール戦略＞ ・通貨カバードコール戦略は、円に対する高金利通貨（ブラジルレアル）のコールオプションの売りを行うことでオプションプレミアムの確保を目指す戦略です。 ・通貨カバードコール戦略は、原則としてファンドの純資産総額の50%程度のコールオプションの売りを行います。 ※カバードコール戦略では、原則として、権利行使が満期日のみに限定されているオプションを利用することを基本とします。 ※高金利通貨戦略および株式・通貨のカバードコール戦略については、クレディ・スイス・インターナショナルを相手方とするスワップ取引を通じて当該戦略を行った場合の投資成果を享受します。 ２．資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。
主な投資制限	・株式への投資割合には、制限を設けません。 ・同一銘柄の株式への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ・同一セクターへの投資割合は、原則として取得時において信託財産の純資産総額の50%以内とします。 ・デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
収益の分配	原則毎月行います。
申込手数料	ありません。
管理報酬 その他費用	管理報酬等：年0.795%程度 上記の他、信託財産にかかる租税、信託事務に関する費用、組入有価証券等の売買時等にかかる費用、受託会社の費用（年10,000米ドル）、管理事務費用、名義書換事務代行費用、信託財産の処理に関する費用、組入有価証券等の保管に関する費用等はファンドの信託財産から負担されます。 ※上記の管理報酬等には、管理事務代行会社への報酬が含まれており、その報酬には下限金額（約40,000米ドル）が設定されています。 ※上記の報酬等は将来変更される場合があります。
管理会社	クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド

※上記の内容は、今後変更になる場合があります。

＜クレディ・スイス・インターナショナルの概要＞
・クレディ・スイス・インターナショナルは、チューリッヒに本拠をおく世界有数の金融グループであるクレディ・スイス・グループの一員で、イギリスおよびウェールズの会社法に基づき1990年に設立・登録されました。
・主な業務は、金利、為替、株式、コモディティ、およびクレジット商品にリンクしたデリバティブ商品の取引を含む銀行業です。
・クレディ・スイス・グループは世界50ヵ国以上に拠点を持ち、世界中の法人および富裕層個人顧客、またスイス国内の一般個人顧客に多彩な金融サービスを提供しています。

＜マネー・マネジメント・マザーファンドの概要＞

ファンド名	マネー・マネジメント・マザーファンド
投資信託委託会社	大和住銀投信投資顧問株式会社
受託会社 （再信託受託会社）	株式会社りそな銀行 （日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）
基本的性格	親投資信託
運用基本方針	安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。
ベンチマーク	―
主要投資対象	本邦通貨建て公社債および短期金融商品等を主要投資対象とします。
投資態度	①本邦通貨建て公社債および短期金融商品等に投資を行い、利息等収入の確保を図ります。 ②資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	①株式への投資は行いません。 ②外貨建資産への投資は行いません。 ③デリバティブ取引（有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引をいいます。）の利用はヘッジ目的に限定しません。
設定日	平成25年６月３日
信託期間	無期限
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他費用等	ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支弁します（その他費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を記載することができません。）。
決算日	毎年７月25日（休業日の場合翌営業日）
ベンチマークについて	―
その他	―

（３）【運用体制】

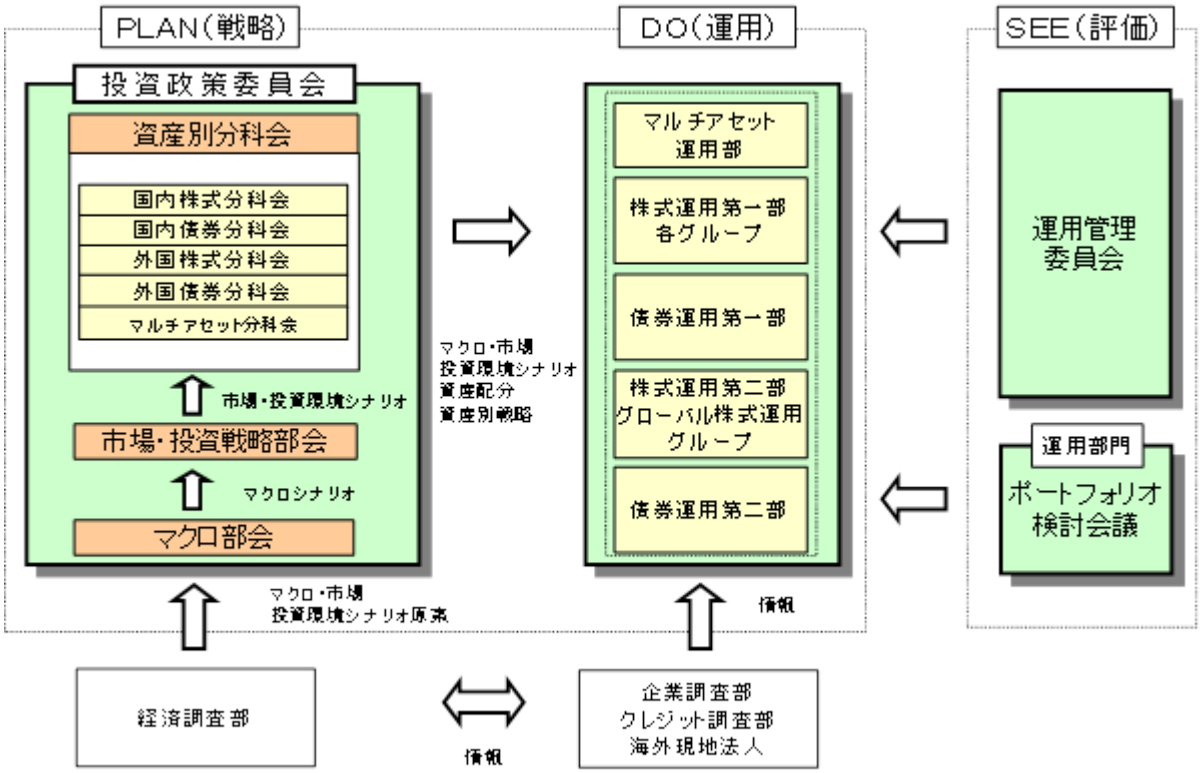

＊当ファンドの運用体制に係る運用部門の人員数は、平成29年４月１日現在で約100名です。
＊運用体制および人員数は、今後変更になる場合があります。
＊運用リスク管理体制についての詳細は、後述の「３　投資リスク＜リスクの管理体制＞」に記載しております。
＊当社では、社内業務規程等でファンドの運用におけるファンドマネージャーの権限および責任、また信託財産の適正な運用とリスク管理を行うことを目的として運用に関する基本的事項を定めております。

（４）【分配方針】

①毎決算時（毎年３月、９月の４日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

イ．分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。

ロ．収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。

ハ．留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

②信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

イ．配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

ロ．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

ハ．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

③収益分配金の支払いは、次の方法により行います。

イ．収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。
※収益分配金の支払いは、原則として決算日から起算して５営業日までに開始します。

ロ．前項の規定にかかわらず、販売会社との間で締結した累積投資約款に基づく契約により収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社へ交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、信託約款に定める各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。

ハ．上記イ．に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

（５）【投資制限】

当ファンドは、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

①信託約款に定める投資制限

イ．主な投資制限

(イ)投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。

(ロ)投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

(ハ)外貨建資産への直接投資は行いません。

ロ．公社債の借入れの指図

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(ロ)前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(ニ)(イ)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

ハ．信用リスク集中回避のための投資制限

(イ)同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、委託会社は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産に属する当該同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(ロ)一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ニ．資金の借入れ

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入れ

（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。

(ハ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(ニ)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ホ．受託会社による資金の立替え

(イ)信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

(ロ)信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

(ハ)上記(イ)および(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

②法令による投資制限

デリバティブ取引等に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

３【投資リスク】

＜当ファンドの有するリスク＞

□当ファンドは、投資信託証券を通じて実質的に株式など値動きのある有価証券等に投資するとともにオプション取引等デリバティブ取引を行いますので、基準価額は変動します。また、投資信託証券を通じて実質的に為替取引を行うため、為替の変動による影響も受けます。したがって、投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
□信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
□投資信託は預貯金と異なります。
□当ファンドの投資目的は確実に達成されるものではなく、元本および元本からの収益を確保する保証はありません。
□投資家の皆様におかれましては、当ファンドの内容とリスクを十分ご理解のうえお申込みくださいますよう、よろしくお願いいたします。

＜基準価額の変動要因＞

基準価額を変動させる要因として主に以下のリスクがあります。ただし、以下の説明はすべてのリスクを表したものではありません。

(１)価格変動リスク

当ファンドは、投資信託証券を通じて、実質的に株式等の値動きのある有価証券等に投資するとともに為替取引およびオプション取引等デリバティブ取引を行います。実質的な投資対象である有価証券等の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。

(２)株価変動に伴うリスク

株価は、発行企業の業績や市場での需給等の影響を受け変動します。また、発行企業の信用状況にも影響されます。これらの要因により、株価が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。

(３)信用リスク

株式の発行企業の財務状況等が悪化し、当該企業が経営不安や倒産等に陥ったときには、当該企業の株価は大きく下落し、投資資金が回収できなくなることもあります。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(４)流動性リスク

実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(５)高金利通貨戦略に伴うリスク

高金利通貨戦略においては、円売り、取引対象通貨買いの為替取引を行います。このため、円に対する取引対象通貨の為替変動の影響を受け、為替相場が取引対象通貨に対して円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落するおそれがあります。なお、取引対象通貨の金利が円金利より低い場合、円と取引対象通貨との金利差相当分の為替取引によるコストがかかることにご留意ください。

(６)カバードコール戦略に伴うリスク

・カバードコール戦略においては、株価指数のコールオプションの売却および円に対する取引対象通貨のコールオプションの売却を行います。このため、株価指数や為替レートの水準、変動率（ボラティリティ）が上昇した場合等には売却したオプションの評価値が上昇して損失を被り、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

・カバードコール戦略により得られるオプションプレミアムの水準は、カバードコール戦略を構築した時点の株価指数や為替レートの水準、権利行使価格水準、株価指数や為替レートのボラティリティ、権利行使日までの期間、金利水準、需給等複数の要因により決まります。そのため、当初想定したオプションプレミアムの水準が確保できない場合があります。

・カバードコール戦略を加えることにより、オプションプレミアムを受け取るものの、権利行使日において株価指数や為替レートが権利行使価格を超えて上昇した場合、権利行使に伴う支払いが発生します。このため、カバードコール戦略を加えない場合に比べて投資成果が劣る可能性があります。

・カバードコール戦略において特定の権利行使期間で株価や為替レートが下落した場合、再度カバードコール戦略を構築した際の株式や為替の値上がり益は戦略構築日に設定される権利行使価格までの値上がり益に限定されますので、その後株価や為替レートが当初の水準まで回復しても、当ファンドの基準価額の回復度合いが緩やかになる可能性があります。

※当ファンドは外国投資信託証券を通じてわが国の株式に投資を行いますが、株式カバードコール戦略では、実質的に主にわが国の株価指数にかかるコールオプションの売却を行います。このため、ファンドの組入株式と当該株価指数が異なる値動きをした場合は、上記について必ずしも当てはまらない場合がありますので、ご留意ください。

・換金等に伴いカバードコール戦略を解消する場合、市場規模、市場動向等によっては解消に伴うコストが発生し、当ファンドの基準価額に影響を与える場合があります。

・当初設定時、市場環境、資産規模あるいは大量の資金流出入が発生した場合やその他やむを得ない事情が発生した場合等にはカバードコール戦略を十分に行えない場合があります。

(７)スワップ取引に関するリスク

・当ファンドの投資対象である外国投資信託証券におけるスワップ取引は、当該取引の相手方の信用リスク等の影響を受け、その倒産などにより、当初契約通りの取引を実行できず損失を被る可能性があります。

・投資対象の外国投資信託証券は、スワップ取引の相手方が実際に取引する為替取引やオプション取引に対しては何らの権利も有しておりません。

＜その他の留意点＞

(１)外国投資信託証券への投資について

当ファンドが主要投資対象とする外国投資信託証券で、当ファンドや当該外国投資信託証券を投資対象とする他のファンドで追加設定・解約等に伴う資金移動が発生し、当該外国投資信託証券において売買が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。また、外国投資信託証券からわが国の株式等に投資する場合、わが国の投資信託証券から投資を行う場合に比べて税制が不利になる場合があります。

(２)為替取引に関する留意点

高金利通貨戦略においては、為替予約取引やそれに類似する取引であるNDF（直物為替先渡取引）等により為替取引を行います。これらの取引において取引価格に反映される為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）／コスト（金利差相当分の費用）は、金利水準だけでなく当該通貨に対する市場参加者の期待や需給等の影響を受けるため、金利差から理論上期待される水準と大きく異なる場合があります。その結果、ファンドの投資成果は、実際の為替市場や、金利市場の動向から想定されるものから大きく乖離する場合があります。

また、取引対象通貨によっては、為替管理規制や流動性等により為替予約取引等ができなくなる場合や、金額が制限される場合があります。

(３)カバードコール戦略におけるオプション評価

オプションは時価で評価され、その価値の上昇・下落が基準価額に反映されます。なお、オプション取引時点でプレミアム収入相当分が基準価額に反映されるものではありません。

ファンドは、オプションの売りの取引を行いますので、オプションの価値が上昇すれば基準価額の下落要因となり、オプションの価値が下落すればプレミアム収入を上限として基準価額の上昇要因となります。

※上記はファンドにおける損益のすべてを示したものではありません。

※ファンドは、わが国の株式へ投資し、高金利通貨戦略において取引対象通貨買い、円売りの為替取引を行うとともに、カバードコール戦略において株価指数および円に対する取引対象通貨のコールオプションの売却を行います。したがって、保有する株式の値上がりもしくは円安・取引対象通貨高が基準価額の上昇要因となる一方、株価指数の上昇もしくは円安・取引対象通貨高によるオプションの価値上昇が基準価額の下落要因となります。

(４)収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(５)繰上償還について

当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合には、繰上償還されます。

また、信託財産の受益権の残存口数が30億口を下回ることとなった場合、および当ファンドの目的に合った運用を継続することができない事態となった場合等には、繰上償還されることがあります。

(６)換金請求の受付に関する留意点

取引所※における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の受付を中止することおよびすでに受付けたご換金の受付を取消すことがあります。また、信託財産の資金管理等を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。

※金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じです。

(７)クーリング・オフについて

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(８)法令・税制・会計等の変更可能性について

法令・税制・会計等は、変更される可能性があります。

＜リスクの管理体制＞

委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。

名称および人員数	内容
◆運用管理委員会 （20名程度）	ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定します。

◆リスク管理委員会 （14名程度）	運用リスクを除く経営リスクを適時、的確に把握し、適切な具体的措置を講じ、リスクの軽減・管理に努めます。
◆監査部 （４名程度）	取締役会直轄として、各部室の業務が適正な内部管理態勢のもと、法令等に従って行われているかを点検します。
◆コンプライアンス・オフィサー （１名）	コンプライアンスの観点から各部室の指導・監督を行うと同時に、法令等の遵守体制の維持・強化に向けた役職員の啓蒙・教化に努めます。
◆法務コンプライアンス部 （５名程度）	社内規則の制定・改廃の点検を行うほか、インサイダー情報の管理や広報内容のチェック等、法令違反等を未然に防止するために日常的な活動を行います。
◆プロダクト管理部 （14名程度）	約定内容と取引報告書を照合する等、発注業務の監視および約定価格の妥当性を点検します。
◆運用審査室 （７名程度）	ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用部門に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行います。
◆トレーディング部 （16名程度）	有価証券の売買発注は、トレーディング部が最良執行の観点を踏まえて行います。

※運用リスクの管理は、以下の体制で行います。

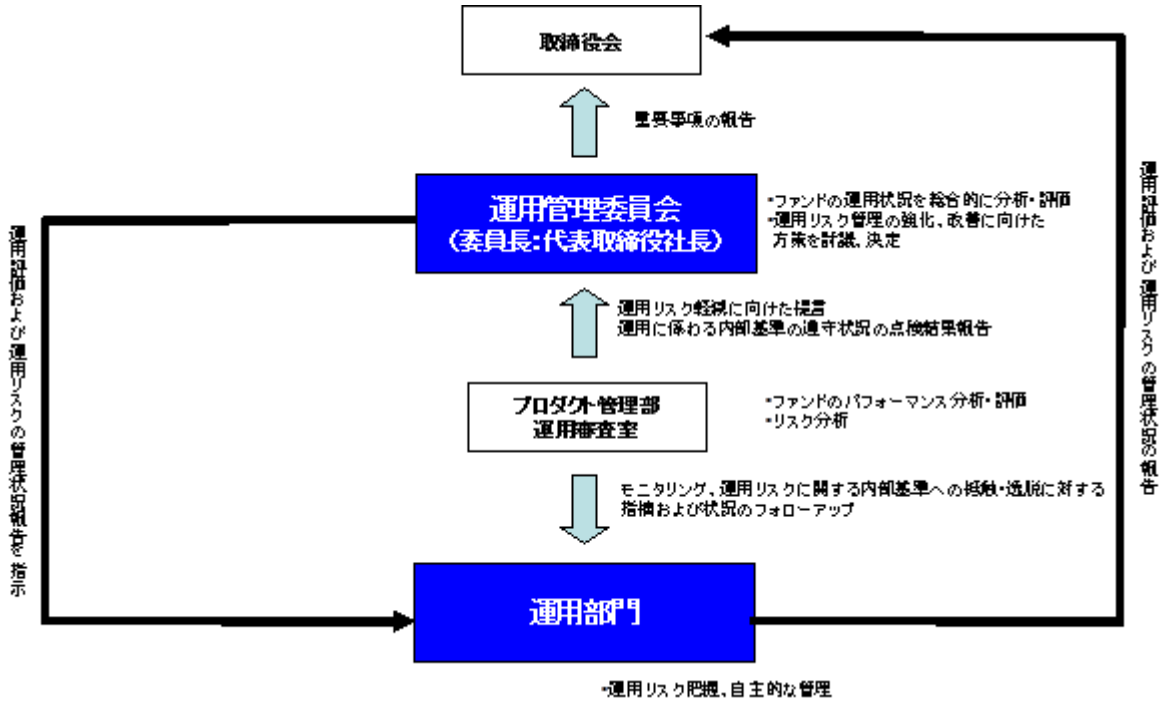

＊リスクの管理体制は、今後変更になる場合があります。

＜参考情報＞

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

※年間騰落率は、2017年3月末における直近1年間の騰落率を表示しています。
※年間騰落率および分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および実際の基準価額とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

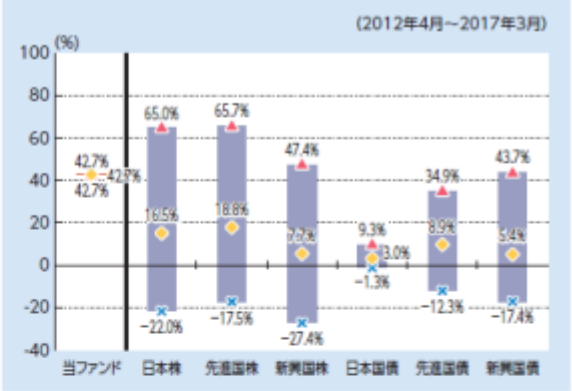

※上記グラフは、上記期間(当ファンドは2017年3月)の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
(注)上記グラフにおいて、当ファンドと代表的な資産クラスのデータの期間が異なりますので、ご留意ください。

<各資産クラスの指数について>

資産クラス	指数名	権利者
日本株	TOPIX（配当込み）	株式会社東京証券取引所
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCI Inc.
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI国債	野村證券株式会社
先進国債	シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)	Citigroup Index LLC
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)	J.P.Morgan Securities LLC

(注)上記指数に関する著作権等の知的財産権およびその他一切の権利は、各権利者に帰属します。各権利者は、当ファンドの運用に関して一切の責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、申込価額（発行価格）に申込手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料率は、3.78%（税抜3.5%）を上限とし、販売会社毎に定めた率とします。

ファンドの申込手数料については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。

※申込手数料には、消費税等相当額がかかります。
※分配金自動再投資型において収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。
※申込手数料は、販売会社による商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに販売の事務等の対価です。

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.107%（税抜1.025%）を乗じて得た金額とします。委託会社は販売会社に対して、販売会社の行う業務に対する代行手数料を支払います。委託会社、販売会社および受託会社の間の配分は以下の表のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社

年率0.40%（税抜）	年率0.60%（税抜）	年率0.025%（税抜）

※当ファンドが投資対象とする投資信託証券では、管理報酬等が年率0.795%程度かかりますので、当ファンドにおける実質的な信託報酬は年率1.902%（税込）程度です。
※ただし、当ファンドが投資対象とする投資信託証券の管理報酬等には関係法人により下限金額が設定されているものがあるため、当該投資信託証券の純資産総額によっては、当ファンドにおける実質的な信託報酬が上記の率を超える場合があります。また、信託財産にかかる租税、信託事務に関する費用、組入有価証券等の売買時等にかかる費用、受託会社の費用（年10,000米ドル）、管理事務費用、名義書換事務代行費用、信託財産の処理に関する費用、組入有価証券等の保管に関する費用等は当ファンドが投資対象とする投資信託証券が負担します。なお、当ファンドが投資対象とする投資信託証券における報酬は将来変更になる場合があり、その場合は実質的な信託報酬率は変更されることになります。
※マネー・マネジメント・マザーファンドにおいては、信託報酬は収受されません。
※上記の委託会社、販売会社および受託会社の間の信託報酬の配分はそれぞれ「ファンドの運用等の対価」、「購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価」および「運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価」です。

①信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

②信託報酬にかかる消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します（税額は、税法改正時には変更となります。）。

③信託報酬の販売会社への配分は、委託会社が一旦信託財産から収受した後、各販売会社毎の取扱残高に応じて支払います。委託会社は、信託報酬を収受したときは、販売会社に対して代行手数料を遅滞なく支払うものとします。なお、販売会社への配分には、消費税等相当額がかかります。

（４）【その他の手数料等】
①組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、コール取引等に要する費用および外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等の証券取引に伴う手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。
※有価証券の売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用などについては、取引または請求のつど、信託財産で負担することになります。これらの費用および当ファンドが投資対象とする投資信託証券およびマザーファンドにおける信託財産で間接的にご負担いただく費用は、事前に計算できないため、その総額や計算方法等を具体的に記載しておりません。

②信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

③信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年率0.01026%（税抜0.0095%）以内の率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。また、委託会社は信託財産の規模等を考慮してその率または金額を変更することができます。

④解約の際には、解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%を乗じて得た額が信託財産留保額として差し引かれます。

（５）【課税上の取扱い】
当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。
受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。なお、税法等が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

①個人の受益者に対する課税

・収益分配金の課税

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、配当所得として20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税５%）の税率※で源泉徴収され確定申告不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（当ファンドは、配当控除の適用がありません。）を選択することができます。

・解約時および償還時の課税

譲渡益（解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額等を含みます。）を控除した利益をいいます。）については、譲渡所得として20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税５%）の税率※が適用され、申告分離課税となります。なお、源泉徴収選択口座を選択した場合には、原則として確定申告不要となります。

※所得税については、平成25年１月１日から平成49年12月31日までの間、基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

＜損益通算について＞

解約時および償還時の譲渡損失（または譲渡益）については、上場株式等の譲渡益（または譲渡損失）との相殺が可能です。当該相殺後の譲渡損失については、確定申告により、上場株式等の配当所得等（配当所得については申告分離課税を選択したものに限ります。）との損益通算が可能です。

また、源泉徴収選択口座内においても、解約時および償還時の譲渡損失（または譲渡益）については、上場株式等の譲渡益（または譲渡損失）と相殺され、当該相殺後の譲渡損失については、上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。

※上場株式等には、取引所に上場されている株式等、公募株式等証券投資信託、公募公社債投資信託および特定公社債が含まれます。

＜少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ（ニーサ）」について＞

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ（ニーサ）」の適用対象です。ＮＩＳＡをご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が５年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得等や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、満20歳以上の方※で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※20歳未満の方を対象とした「ジュニアＮＩＳＡ」もあります。

②法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額に対しては、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率※で源泉徴収されます。

※所得税については、平成25年１月１日から平成49年12月31日までの間、基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

＜益金不算入制度について＞

当ファンドは、益金不算入制度の適用はありません。

（参考）

＜個別元本について＞

・追加型証券投資信託を保有する受益者毎の取得元本（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が個別元本にあたります。

・受益者が同一ファンドを複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

・同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「分配金受取型」と「分配金自動再投資型」の両コースで取得する場合にはコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

・受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の＜収益分配金の課税について＞を参照）。

＜収益分配金の課税について＞

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が個別元本を下回っている場合は、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

＊上記の内容は平成29年３月末現在のものですので、税法等が変更・改正された場合には、変更になることがあります。
＊課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

５【運用状況】

日本株アルファ・カルテット（年２回決算型）

（１）【投資状況】

（平成29年３月末現在）

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
親投資信託受益証券 （マネー・マネジメント・マザーファンド）	日本	9,990	0.00%
投資信託受益証券	ケイマン諸島	1,749,495,524	98.01%
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		35,434,826	1.99%
純資産総額		1,784,940,340	100.00%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（平成29年３月末現在）

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名 国･地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	Japan Equity Premium Fund Class A ケイマン諸島	投資信託受益証券 ―	4,728,366,282	0.3785 1,789,725,335	0.3700 1,749,495,524	― ―	98.01%
2	マネー・マネジメント・マザーファンド 日本	親投資信託受益証券 ―	9,990	1.0003 9,993	1.0001 9,990	― ―	0.00%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
投資信託受益証券	98.01%
親投資信託受益証券	0.00%
合計	98.01%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

②【投資不動産物件】
（平成29年３月末現在）
該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】
（平成29年３月末現在）
該当事項はありません。

（３）【運用実績】
①【純資産の推移】

	純資産総額（百万円）		１口当りの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
設定時 （平成28年３月16日）	10	－	1.0000	－
平成28年３月末日	25	－	1.0410	－
平成28年４月末日	60	－	1.0664	－
平成28年５月末日	66	－	1.0451	－
平成28年６月末日	81	－	1.0274	－
平成28年７月末日	97	－	1.0776	－
平成28年８月末日	109	－	1.0968	－
第１計算期間末 （平成28年９月５日）	120	－	1.1266	－
平成28年９月末日	151	－	1.1301	－
平成28年10月末日	198	－	1.2152	－
平成28年11月末日	576	－	1.3041	－
平成28年12月末日	942	－	1.4064	－
平成29年１月末日	1,093	－	1.4743	－
平成29年２月末日	1,569	－	1.5016	－
第２計算期間末 （平成29年３月６日）	1,639	－	1.5164	－
平成29年３月末日	1,784	－	1.4859	－

（注）純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

②【分配の推移】
該当事項はありません。

③【収益率の推移】

期間	収益率
第１期（平成28年３月16日～平成28年９月５日）	12.7%
第２期（平成28年９月６日～平成29年３月６日）	34.6%

（注）収益率＝（当計算期末分配付基準価額－前計算期末分配落基準価額）÷前計算期末分配落基準価額×100

（４）【設定及び解約の実績】

期間	設定総額（円）	解約総額（円）
第１期（平成28年３月16日～平成28年９月５日）	110,830,893	4,130,717
第２期（平成28年９月６日～平成29年３月６日）	1,007,570,168	33,188,280

（注）本邦外における設定及び解約の実績はありません。

（参考）マザーファンドの運用状況

マネー・マネジメント・マザーファンド
（１）投資状況
（平成29年３月末現在）

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
特殊債券	日本	29,322,361	59.80%
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		19,709,104	40.20%
純資産総額		49,031,465	100.00%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（２）投資資産
① 投資有価証券の主要銘柄
（平成29年３月末現在）
イ．主要銘柄の明細

	銘柄名 国･地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	21 政保政策投資B 日本	特殊債券 －	13,000,000	101.65 13,214,500	101.41 13,184,379	1.6000 2018/02/19	26.89%
2	37 政保道路機構	特殊債券	10,000,000	100.98	100.63	1.9000	20.52%

	日本	―		10,098,400	10,063,600	2017/07/31	
3	49 政保道路機構 日本	特殊債券 ―	6,000,000	101.46 6,088,140	101.23 6,074,382	1.5000 2018/01/31	12.39%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
特殊債券	59.80%
合計	59.80%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率
該当事項はありません。

② 投資不動産物件
（平成29年３月末現在）
該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの
（平成29年３月末現在）
該当事項はありません。

（参考情報）

2017年3月31日 現在

基準価額・純資産の推移（設定日～2017年3月31日）

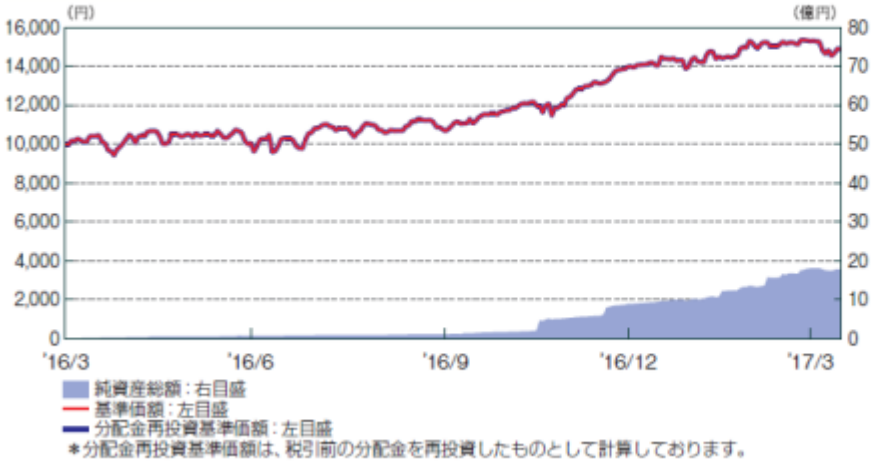

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとして計算しております。

分配の推移

2017年 3 月	0円
2016年 9 月	0円
設定来累計	0円

＊分配金は1万口当たり、税引前

主要な資産の状況

投資銘柄	投資比率
Japan Equity Premium Fund Class A	98.0%
マネー・マネジメント・マザーファンド	0.0%

＊投資比率は純資産総額対比

■参考情報（上位10銘柄）

ジャパン・エクイティ・プレミアム・ファンド クラスA

	投資銘柄	業種	投資比率
1	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	銀行業	6.4%
2	日本電信電話	情報・通信業	3.2%
3	トヨタ自動車	輸送用機器	3.1%
4	東京海上ホールディングス	保険業	2.3%
5	富士重工業	輸送用機器	2.2%
6	三菱電機	電気機器	2.2%
7	オリックス	その他金融業	2.2%
8	本田技研工業	輸送用機器	2.1%
9	三菱商事	卸売業	1.9%
10	日本たばこ産業	食料品	1.6%

＊投資比率はジャパン・エクイティ・プレミアム・ファンド クラスAの保有現物株の時価総額対比
＊業種は東証33業種分類

マネー・マネジメント・マザーファンド

	投資銘柄	種別	投資比率
1	21 政保政策投資B	特殊債券	26.9%
2	37 政保道路機構	特殊債券	20.5%
3	49 政保道路機構	特殊債券	12.4%

＊投資比率はマネー・マネジメント・マザーファンドの純資産総額対比

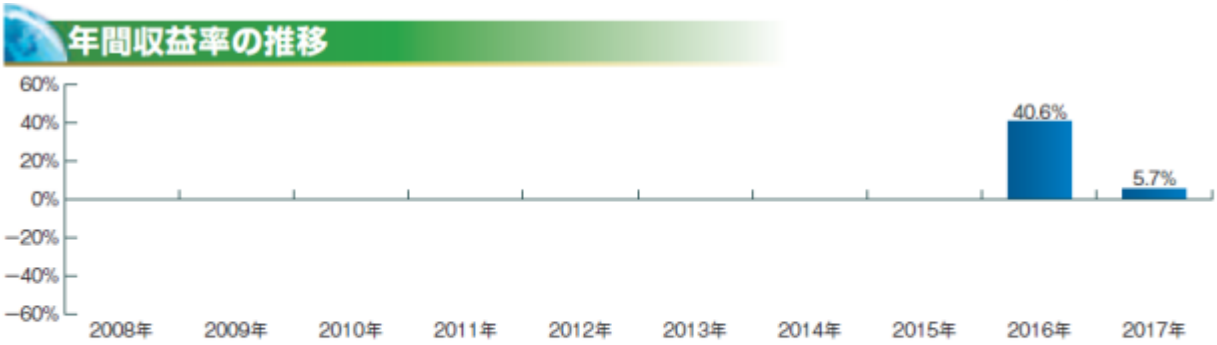

＊ファンドの収益率は暦年ベースで表示しております。但し、2016年は当初設定日(2016年3月16日)から年末までの収益率、2017年は3月末までの収益率です。
＊ファンドの年間収益率は、税引前の分配金を再投資したものとして計算しております。
＊ファンドには、ベンチマークはありません。

・ファンドの運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
・ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

(１)当ファンドの取得申込者は、販売会社において申込期間における毎営業日にお申込みいただけます。ただし、ニューヨークの銀行またはサンパウロの銀行の休業日と同日の場合には、取得のお申込みを受付けないものとします。お申込みの受付は原則として午後３時までとします。これらの受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日以降で、ニューヨークの銀行またはサンパウロの銀行の休業日と同日でない最も近い営業日の取扱いとします。
※取得申込受付不可日は、取引対象通貨の変更に伴い変更される場合があります。

(２)申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初１口＝１円）とします。お申込みには申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を要します。当ファンドの申込単位は、１口または１円の整数倍で販売会社毎に定めた単位です。

(３)当ファンドの取得申込者は、販売会社において、取引口座を開設のうえ、取得のお申込みを行うものとします。お申込みの方法には、収益の分配がなされた場合に分配金を受取ることができる「分配金受取型」と、税引後の分配金を自動的に無手数料で再投資する「分配金自動再投資型」があり、「分配金自動再投資型」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で累積投資約款に従って分配金再投資に関する契約を締結します。ただし、販売会社によってはどちらか一方のコースのみの取扱いの場合があります。
＊販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

(４)定時定額で購入する「定時定額購入サービス」（販売会社によっては、名称が異なる場合があります。）を利用する場合は、販売会社との間で「定時定額購入サービス」に関する契約を締結します。詳細については、販売会社にお問い合わせください。

（注）当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権につ

いては追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

２【換金（解約）手続等】

受益者は、販売会社に対して毎営業日に解約のお申込みをすることができます。ただし、ニューヨークの銀行またはサンパウロの銀行の休業日と同日の場合には、解約請求を受付けないものとします。解約の受付は原則として午後３時までとします。これらの受付時間を過ぎてからの解約請求は、翌営業日以降でニューヨークの銀行またはサンパウロの銀行の休業日と同日でない最も近い営業日の取扱いとします。
※解約請求受付不可日は、取引対象通貨の変更に伴い変更される場合があります。

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた解約請求の受付を取消すことがあります。解約請求の受付が中止された場合、受益者は解約の受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、解約の受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受付けたものとして取扱うこととします。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

＜解約請求による換金手続き＞

□解約価額：当該請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額です。
（解約価額については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。）

□信託財産留保額：当該請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%を乗じて得た額とします。

＊信託財産留保額とは、換金する受益者が負担するものであり、基準価額から差し引かれた信託財産留保額は、信託財産に組入れられます。

□解約単位：販売会社毎に定めた単位とします。
（解約単位については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。）

□解約代金の支払い：原則として解約請求を受付けた日から起算して６営業日目から販売会社の申込場所で支払われます。

□解約にかかる手数料：ありません。

（注）当ファンドの換金請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

３【資産管理等の概要】

(１)【資産の評価】

①基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

＜主要投資対象の評価方法＞

有価証券等	評価方法
投資信託証券 （外国籍）	原則として、基準価額計算日に知り得る直近の純資産額（上場されている場合は、その主たる取引所における最終相場）で評価します。

②基準価額は、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示されます。原則として委託会社の各営業日に計算され、翌日の日本経済新聞に掲載されます。また、お申込みの各販売会社または下記の照会先まで問い合わせることにより知ることができます。

大和住銀投信投資顧問株式会社
＜インターネットホームページ＞http://www.daiwasbi.co.jp/
＜お電話によるお問い合わせ先＞受付窓口：（電話番号）0120-286104
受付時間：午前９時から午後５時まで（土、日、祝日除く。）

（２）【保管】
該当事項はありません。

（３）【信託期間】
当ファンドの信託の期間は、信託契約締結日（平成28年３月16日）から平成36年３月４日まで（約８年）とします。
なお、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときには、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。
ただし、後記「（５）その他　①信託契約の解約」の規定により、信託契約を解約し、この信託を終了させることがあります。

（４）【計算期間】
当ファンドの計算期間は、原則として毎年３月５日から９月４日、９月５日から翌年３月４日までとします。前記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。
（注）計算期間終了日を「決算日」ということがあります。

（５）【その他】
①信託契約の解約
イ．委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、信託財産の受益権の残存口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
ロ．委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
ハ．委託会社は、この信託が主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
ニ．委託会社は、前イ．および前ロ．の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
ホ．前ニ．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
へ．前ニ．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。
ト．前ニ．から前へ．までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび前ハ．の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前ニ．から前へ．までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

②信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。また、委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、信託約款の変更等の規定にしたがいます。

③委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、信託約款の変更等に規定する書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

④受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の変更等の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑤信託約款の変更等

イ．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本項に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

ロ．委託会社は、前イ．の事項（前イ．の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前イ．の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ハ．前ロ．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

ニ．前ロ．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

ホ．書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

ヘ．前ロ．から前ホ．までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

ト．前イ．から前ヘ．の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

⑥公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑦反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第１項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

⑧運用にかかる報告等開示方法

イ．委託会社は、決算日から３ヵ月以内に有価証券報告書を提出します。

ロ．委託会社は、決算時および償還時に運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書）および交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第４項に定める書面）を作成します。

ハ．委託会社は、交付運用報告書を販売会社を通じて受益者へ交付します。また、委託会社は、運用報告書（全体版）を委託会社のインターネットホームページに掲載します。
＜インターネットホームページ＞http://www.daiwasbi.co.jp/

ニ．前ハ．にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

⑨委託会社と関係法人との契約の変更

＜募集・販売契約＞

委託会社と販売会社との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、１年毎に自動的に更新されます。募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

４【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は次のとおりです。また、ファンド資産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(１)収益分配金に対する請求権

受益者は、収益分配金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日から、保有口数に応じて、販売会社を通じて決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

※収益分配金の支払いは、原則として決算日から起算して５営業日までに開始します。

上記にかかわらず、販売会社との間で締結した累積投資約款に基づく契約により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を販売会社に交付します。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の請求権は、支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(２)償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後１ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払います。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

※償還金の支払いは、原則として償還日から起算して５営業日までに開始します。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(３)受益権の換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、解約の実行を販売会社を通じて委託会社に請求する権利を有しています。権利行使の方法等については、前述の「換金（解約）手続等」をご参照ください。

(４)帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載されている金額は、円単位で表示しております。

２．当ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第２期計算期間（平成28年９月６日から平成29年３月６日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

日本株アルファ・カルテット（年２回決算型）

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第１期 平成28年９月５日現在	第２期 平成29年３月６日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	10,225,132	105,017,212
投資信託受益証券	114,462,380	1,609,674,817
親投資信託受益証券	9,998	9,993
未収入金	－	996,447
流動資産合計	124,697,510	1,715,698,469
資産合計	124,697,510	1,715,698,469
負債の部		
流動負債		
未払金	4,113,391	53,980,592
未払解約金	－	18,523,069
未払受託者報酬	9,039	93,121
未払委託者報酬	363,156	3,726,327
その他未払費用	3,363	35,304
流動負債合計	4,488,949	76,358,413
負債合計	4,488,949	76,358,413
純資産の部		
元本等		
元本	106,700,176	1,081,082,064
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	13,508,385	558,257,992
（分配準備積立金）	13,984,823	211,001,842
元本等合計	120,208,561	1,639,340,056
純資産合計	120,208,561	1,639,340,056
負債純資産合計	124,697,510	1,715,698,469

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第１期 自 平成28年３月16日 至 平成28年９月５日	第２期 自 平成28年９月６日 至 平成29年３月６日
営業収益		
受取配当金	14,748,289	15,488,072
受取利息	3	114
有価証券売買等損益	△ 5,754,952	195,674,205
営業収益合計	8,993,340	211,162,391
営業費用		
支払利息	1,405	19,404
受託者報酬	9,039	93,121
委託者報酬	363,156	3,726,327
その他費用	3,363	35,614
営業費用合計	376,963	3,874,466
営業利益又は営業損失（△）	8,616,377	207,287,925
経常利益又は経常損失（△）	8,616,377	207,287,925
当期純利益又は当期純損失（△）	8,616,377	207,287,925
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△ 120,132	4,049,765
期首剰余金又は期首欠損金（△）	－	13,508,385
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,920,141	349,300,081
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,920,141	349,300,081
剰余金減少額又は欠損金増加額	148,265	7,788,634
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	148,265	7,788,634
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	13,508,385	558,257,992

（３）【注記表】
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第２期 自　平成28年９月６日 至　平成29年３月６日
１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
２．収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金 外国投資信託受益証券についての受取配当金は、原則として、投資信託受益証券の分配落ち日において、確定分配金額を計上しております。 (2)有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
３．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は、前計算期末及び当計算期末が休日のため、平成28年９月６日から平成29年３月６日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第１期 平成28年９月５日現在	第２期 平成29年３月６日現在
１．元本状況		
期首元本額	10,000,000円	106,700,176円
期中追加設定元本額	100,830,893円	1,007,570,168円
期中一部解約元本額	4,130,717円	33,188,280円
２．受益権の総数	106,700,176口	1,081,082,064口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第１期 自　平成28年３月16日 至　平成28年９月５日	第２期 自　平成28年９月６日 至　平成29年３月６日
分配金の計算過程 該当事項はありません。	分配金の計算過程 該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）
Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

項目	第２期 自　平成28年９月６日 至　平成29年３月６日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第２条第４項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
２．金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。なお、当ファンドは投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資し、また、投資信託受益証券においては、デリバティブ取引を行っております。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク、為替変動リスク及び流動性リスクであります。
３．金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。運用管理委員会（代表取締役社長を委員長とします。）は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定しております。また、プロダクト管理部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用部門に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行っております。
４．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

項目	第２期 平成29年３月６日現在

１．金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券
第１期（平成28年９月５日現在）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	△2
投資信託受益証券	△5,260,681
合計	△5,260,683

第２期（平成29年３月６日現在）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	△5
投資信託受益証券	195,231,833
合計	195,231,828

（デリバティブ取引等関係に関する注記）
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
第１期（平成28年９月５日現在）
該当事項はありません。

第２期（平成29年３月６日現在）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
第２期（自　平成28年９月６日　至　平成29年３月６日）
該当事項はありません。

（１口当たり情報）

第１期 平成28年９月５日現在	第２期 平成29年３月６日現在
１口当たり純資産額 1.1266円 「１口＝１円（10,000口＝11,266円）」	１口当たり純資産額 1.5164円 「１口＝１円（10,000口＝15,164円）」

（４）【附属明細表】
有価証券明細表
＜株式以外の有価証券＞

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	投資信託受益証券	Japan Equity Premium Fund Class A	4,252,773,626	1,609,674,817	
	親投資信託受益証券	マネー・マネジメント・マザーファンド	9,990	9,993	
合計　２銘柄			4,252,783,616	1,609,684,810	

＜参考＞
当ファンドは、「マネー・マネジメント・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。
※　以下に記載した情報は監査の対象外であります。

マネー・マネジメント・マザーファンド

(１)貸借対照表

区分	平成28年９月５日現在 金額（円）	平成29年３月６日現在 金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	16,638,733	8,044,033
国債証券	4,002,840	－
地方債証券	26,208,191	－
特殊債券	10,009,630	39,381,593
社債券	2,011,026	2,000,424
未収利息	57,638	34,465
前払費用	22,447	21,807
流動資産合計	58,950,505	49,482,322
資産合計	58,950,505	49,482,322
負債の部		
流動負債		
未払解約金	－	59,999
流動負債合計	－	59,999
負債合計	－	59,999
純資産の部		
元本等		
元本	58,898,933	49,401,539
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	51,572	20,784
元本等合計	58,950,505	49,422,323
純資産合計	58,950,505	49,422,323
負債純資産合計	58,950,505	49,482,322

（２）注記表
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自　平成28年９月６日 至　平成29年３月６日
１．有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
２．収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	平成28年９月５日現在	平成29年３月６日現在
１．元本状況		
開示対象ファンドの計算期間の期首における当該親投資信託の元本額	57,859,280円	58,898,933円
期中追加設定元本額	3,353,490円	4,030,958円
期中一部解約元本額	2,313,837円	13,528,352円

元本の内訳		
北米シェール関連株ファンド	7,581,704円	7,581,704円
タフ・アメリカ（マネープールファンド）	17,437,093円	7,919,715円
米国小型株ツインα（毎月分配型）	552,681円	552,681円
米国小型株ツインα（資産成長型）	71,698円	71,698円
日本株アルファ・カルテット（毎月分配型）	1,998,801円	1,998,801円
欧州株ツインα（毎月分配型）	13,111円	13,111円
欧州株ツインα（資産成長型）	96円	96円
ＮＢマルチ・ストラテジー・ファンド（ダイワＳＭＡ専用）	2,699,766円	2,699,766円
ＮＢハイクオリティ・マネジャーズ・ファンド（部分為替ヘッジあり）－予想分配金提示型－	89,929円	89,929円
ＮＢハイクオリティ・マネジャーズ・ファンド（為替ヘッジなし）－予想分配金提示型－	9,993円	9,993円
米国リバーサル戦略ツインαネオ（毎月分配型）	26,385,980円	26,385,980円
米国リート厳選ファンド（毎月決算型）	249,776円	249,776円
米国リート厳選ファンド（資産成長型）	249,776円	249,776円
米国株アルファ・カルテット（毎月分配型）	799,281円	799,281円
米国株厳選ファンド・米ドルコース	9,992円	9,992円
米国株厳選ファンド・ブラジルレアルコース	9,992円	9,992円
米国株厳選ファンド・豪ドルコース	9,992円	9,992円
米国株厳選ファンド・高金利通貨コース	9,992円	9,992円
米国リート・アルファ・カルテット（毎月分配型）	699,301円	699,301円
ＮＢマルチ戦略ファンド	9,989円	9,989円
日本株アルファ・カルテット（年２回決算型）	9,990円	9,990円
大和住銀／コロンビア米国株リバーサル戦略ファンド　Ａコース（ダイワ投資一任専用）	－	9,992円
大和住銀／コロンビア米国株リバーサル戦略ファンド　Ｂコース（ダイワ投資一任専用）	－	9,992円
合計	58,898,933円	49,401,539円
２．受益権の総数	58,898,933口	49,401,539口

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

項目	自　平成28年９月６日 至　平成29年３月６日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第２条第４項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
２．金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク及び流動性リスクであります。
３．金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。運用管理委員会（代表取締役社長を委員長とします。）は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定しております。また、プロダクト管理部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用部門に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行っております。
４．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

項目	平成29年３月６日現在
１．金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（平成28年９月５日現在）

種類	計算期間※の損益に含まれた評価差額（円）

国　債　証　券	△9,490
地 方 債 証 券	△45,873
特　殊　債　券	△23,860
社　　債　　券	△2,774
合計	△81,997

※「計算期間」とは、「マネー・マネジメント・マザーファンド」の計算期間の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間（平成28年７月26日から平成28年９月５日まで）を指しております。

（平成29年３月６日現在）

種類	計算期間※の損益に含まれた評価差額（円）
特　殊　債　券	△46,447
社　　債　　券	△13,376
合計	△59,823

※「計算期間」とは、「マネー・マネジメント・マザーファンド」の計算期間の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間（平成28年７月26日から平成29年３月６日まで）を指しております。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
（平成28年９月５日現在）
該当事項はありません。

（平成29年３月６日現在）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
（自　平成28年９月６日　至　平成29年３月６日）
該当事項はありません。

（１口当たり情報）

平成28年９月５日現在	平成29年３月６日現在
１口当たり純資産額 1.0009円 「１口＝１円（10,000口＝10,009円）」	１口当たり純資産額 1.0004円 「１口＝１円（10,000口＝10,004円）」

（３）附属明細表
有価証券明細表
＜株式以外の有価証券＞

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
円	特殊債券	21 政保政策投資B	13,000,000	13,207,623	
	特殊債券	30 政保道路機構	10,000,000	10,010,610	
	特殊債券	37 政保道路機構	10,000,000	10,078,790	
	特殊債券	49 政保道路機構	6,000,000	6,084,570	
	社債券	157 オリックス	2,000,000	2,000,424	
合計　５銘柄			41,000,000	41,382,017	

（参考）
当ファンドは、「Japan Equity Premium Fund Class A」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、この投資信託の受益証券です。
※なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

この投資信託は、2015年11月30日に計算期間が終了し、国際財務報告基準（IFRS）に準拠した財務諸表が作成され、ケイマン諸島において独立監査人による財務書類の監査を受けております。
以下の「貸借対照表」および「包括利益計算書」は、2015年11月30日現在の財務諸表の原文を委託会社で抜粋・翻訳したものであります。

貸借対照表　2015年11月30日現在

	2015年11月30日	2014年11月30日

資産	（単位：日本円）	（単位：日本円）
金融資産（公正価値）		
（原価：225,071,441,235円、24,485,280,859円）	227,818,140,310	27,012,346,398
現金及び現金同等物	24,916,381,725	1,180,847,295
未収入金：		
有価証券売却分	6,147,230,422	4,042,635,326
配当金	1,006,039,664	60,557,562
受益証券発行分	1,725,272,328	2,137,390,158
前払費用	-	1,067,660
差入証拠金	8,934,721,123	329,280,277
資産　計	270,547,785,572	34,764,124,676

負債		
スワップ（公正価値）	1,928,985,093	-
未払金：		
有価証券購入分	2,550,081,518	5,536,238,993
受益証券買戻分	247,395,228	-
投資顧問報酬	119,148,249	18,304,492
仲介手数料	83,526,503	6,656,165
カストディーフィー	25,566,002	23,950,612
管理費用	12,370,690	1,105,640
名義書換代理人報酬	4,217,347	552,399
専門家報酬	2,022,905	-
受託者報酬	1,206,750	-
負債（受益者に帰属する純資産を除く）	4,974,520,285	5,586,808,301
受益者に帰属する純資産	265,573,265,287	29,177,316,375

2015年11月30日に終了した年度 包括利益計算書	2015年11月30日	2014年4月4日（運用開始日）から2014年11月30日までの期間
収益	（単位：日本円）	（単位：日本円）
受取配当金	2,563,108,414	102,878,250
受取利息	548,404	14,110
金融資産にかかる実現(損)益	(43,910,100,610)	(123,533,409)
金融資産にかかる未実現（損）益の変動額	1,899,497,093	2,431,684,587
収益　計	(39,446,946,699)	2,411,043,538
費用		
投資顧問報酬	778,405,699	25,319,229

仲介手数料	283,056,608	9,206,979
カストディーフィー	131,565,427	49,147,241
取引費用	92,187,307	6,146,779
管理費用	44,375,778	3,199,703
名義書換代理人報酬	15,695,118	1,057,259
専門家報酬	3,981,325	-
受託者報酬	2,274,410	-
費用　計	1,351,541,672	94,077,190
金融費用控除前の運用に伴う（損失）利益	(40,798,488,371)	2,316,966,348
金融費用		
受益者への分配金	(82,917,556,897)	(1,967,638,573)
分配後税引き前(損失)利益	(123,716,045,268)	349,327,775
源泉税	(392,540,061)	(15,755,813)
受益者に帰属する純資産の（減少）増加	(124,108,585,329)	333,571,962

財務諸表に関する注記（抜粋）

2015年11月30日現在

重要な会計方針

本財務諸表を作成するにあたり適用された主要な会計方針は以下のとおりである。特に記載のない限り、かかる方針は表示されたすべての期間において一貫して適用されている。

本財務諸表は、国際財務報告基準（「IFRS」）に準拠して作成されている。本財務諸表は取得原価法に基づいて作成されており、公正価値で測定される金融資産及び金融負債（デリバティブ金融商品を含む）の再評価により修正されている。IFRSに準拠した財務諸表の作成には一定の重要な会計上の見積りの使用が求められ、受託会社及び運用会社がシリーズ・トラストの会計方針を適用する過程において判断を行うことが要求される。

IFRSに準拠した財務諸表の作成に当たり、経営陣は、財務諸表の報告日における資産並びに負債の報告額及び偶発負債の開示に影響を及ぼす見積りと仮定を行うことが求められている。見積り及び仮定は、過去の実績及び状況から合理的であると考えられる将来の事象の予測を含むその他の要因に基づくものである。実際の結果はかかる見積りと異なる場合がある。

当シリーズ・トラストは、2014年12月1日に計算期間の開始日に投資会社（IFRS第10号、IFRS第12号及びIAS第27号（2012年）の改訂版）（「改訂」）を適用している。運用会社は当シリーズ・トラストが投資会社の定義に当てはまると判断した。

2015年11月30日に終了した年度において公表されているものの未発効の新たな基準、改訂及び解釈指針で早期適用されていないもの

IFRS第9号「金融商品」（2018年1月1日以降に開始する年度において適用される）は、一部の混合契約を含む金融資産及び負債を企業がどのように分類及び測定するかを定めている。かかる基準はIAS第39号の規定と比較して、金融資産の分類及び測定のアプローチを改善及び簡素化している。

金融負債の分類及び測定に関するIAS第39号の規定の大部分は変更なく引き継がれた。当該基準は、金融資産の分類に対して一貫性のあるアプローチを適用し、IAS第39号の金融資産の多数のカテゴリー（それぞれ固有の分類上の要件を有していた）を置き換えている。シリーズ・トラストは保有する金融資産及び負債（ロング及びショートの両方）を、公正価値で測定されるものとして引き続き分類することから、当該基準がシリーズ・トラストの財政状態及びパフォーマンスに重大な影響を及ぼすことは予想していない。

シリーズ・トラストに重大な影響を及ぼすと予想される未発効のその他の基準、解釈指針又は既存の基準の改訂はない。

2.1 現金及び現金同等物

シリーズ・トラストはすべての現金、外貨及び当初の満期が３ヶ月以内の短期性預金を現金及び現金同等物してみなしている。

2015年及び2015年の11月30日現在でシリーズ・トラストが保有する現金及び現金同等物の残高は以下のとおりである。

	2015年	2014年
定期預金	24,916,381,725円	1,180,847,295円

2.2 金融資産及び金融負債

(A) 分類

シリーズ・トラストは金融資産及び金融負債を次のカテゴリーに分類している。

公正価値で測定される金融資産
・売買目的：デリバティブ金融商品
・公正価値で測定されるものに指定：資本性投資

公正価値で測定される金融資産は以下の通り。

	2015年	2014年
有価証券	224,891,853,310円	26,220,812,270円
先物取引	2,926,287,000円	131,338,000円
ストラクチャード・スワップ	-	660,196,128円
公正価値で測定される金融資産　計	227,818,140,310円	27,012,346,398円

償却原価で計上される金融資産
・貸付金及び債権：現金及び現金同等物、有価証券売却に係る未収入金、配当金、発行済み受益証券並びに委託証拠金

公正価値で測定される金融負債
・売買目的：デリバティブ金融商品

公正価値で測定される金融負債は以下の通り。

	2015年	2014年
ストラクチャード・スワップへの投資	1,928,985,093円	-
公正価値で測定される金融負債　計	1,928,985,093円	-

償却原価で計上される金融負債
・その他の負債：有価証券購入に係る未払金、受益証券買戻分、投資顧問報酬、仲介手数料、カストディー・フィー、管理報酬、名義書換代理人報酬、専門家報酬、受託者報酬並びに受益者に帰属する純資産。

金融商品は以下の場合に売買目的に分類される。
・主として、短期間に売却又は買戻しを行う目的で取得したか、又は発生した。
・当初認識時において、まとめて管理され、かつ最近における実際の短期的な利益確定のパターンの証拠あるポートフォリオの一部である。
・デリバティブである。ただし指定され、かつ有効であるヘッジ手段であるものを除く。

支払額が固定されている、あるいは決定可能な非デリバティブ金融資産は、貸付金及び債権に分類される。ただし、活発な市場における公表価格があるもの、あるいは信用リスクの悪化以外の理由により、保有者が初期投資のほとんどすべてを回収できない可能性のある資産である場合を除く。

(B) 認識／認識の中止

シリーズ・トラストは、金融資産及び金融負債をその金融商品の契約条項の当事者になった日において認識する。通常の売買は約定日、すなわちシリーズ・トラストが有価証券を購入又は売却することを確約した日において認識する。有価証券からのキャッシュ・フローを受け取る権利が消滅した時点、あるいはシリーズ・トラストが所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを移転した時点で、金融資産の認識を中止する。

(C) 測定

公正価値で測定される金融資産及び負債は、公正価値で当初認識及び事後測定される。当初認識後に、公正価値で測定されるすべての金融資産及び金融負債は公正価値で測定される。「公正価値で測定される金融資産及び金融負債」カテゴリーの公正価値の変動から生じる収益又は損失は、発生した期間の包括利益計算書に表示される。金融商品の売却時の実現損益は、先入先出法に基づき算定される。

公正価値で測定されるもの以外の金融資産及び負債は、実効金利法に基づく償却原価から減損損失がある場合はそれを控除した金額で計上される。これらの金融商品の短期性又は即時性から、その金額は公正価値に近似すると考えられる。

(D) 公正価値の見積り

活発な市場で取引される金融商品（上場市場で取引されるデリバティブ及び売買目的有価証券等）の公正価値は、報告日の市場取引の終値に基づく。

公正価値とは、測定日における市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却することにより受け取るであろう価格又は負債を移転するために支払うであろう価格をいう。負債の公正価値にはその不履行リスクが反映される。

市場公表価格を容易に入手できない有価証券又はその他の資産は、受託会社が運用会社の助言を得て採用した手続きに従って誠実に決定した公正価値で測定される。結果として生じる未実現損益は包括利益計算書に反映される。

ストラクチャード・スワップへの投資：

受託会社は、シリーズ・トラストの受託会社として、クレディ・スイス・インターナショナル（「ストラクチャード・スワップ取引相手先」）と、シリーズ・トラストの口座に対するＦＸオプション・オーバーレイのパフォーマンスと連動したストラクチャード・スワップ契約を締結した。ストラクチャード・スワップの約定日は2014年4月4日（「約定日」）であり、ストラクチャード・スワップは円建てのストラクチャーである（ストラクチャード・スワップ取引相手先の裁量によって延長される場合がある。）。

公正価値は、エクイティ・オプション・オーバーレイ及びＦＸオプション・オーバーレイのパフォーマンスを参照して算定される。ストラクチャード・スワップの価額は、日本の有価証券、ブラジル・レアル／日本円の外国為替レート並びにＦＸオプション・オーバーレイ及びエクイティ・オプション・オーバーレイ各々で名目的に売却されたヨーロッパ通貨コール・オプションの公正価値に基づく。

先物取引：

先物取引とは、特定の金融商品／コモディティ／有価証券を将来の合意した日おいて合意した価格で一方の当事者が売却し、他方の当事者が購入することを義務付ける契約である。オープン先物取引については、契約の価額変動は、貸借対照表日付における契約の時価評価による未実現損益として認識される。先物取引の未実現及び実現損益の変動は包括利益計算書に含まれる。

上場有価証券への投資：

公正価値は、貸借対照表日付における公認の証券取引所での公表市場価格に基づくか、あるいは証券取引所で取引されていない商品の場合は著名なブローカー／取引相手先から入手し、将来の見積り売却コストは控除しない。

先渡取引：

先渡取引は、指定された金融商品、通貨、コモディティ又は指数を将来の特定した日に特定した価格で購入あるいは売却する契約であり、現金又は他の金融資産で決済することが可能である。先渡取引は、その契約に定めた想定元本に為替レート又はコモディティ価格等の観察可能なインプットを適用して測定される。利益又は損失は、包括利益計算書において公正価値で測定される金融資産に係る実現純損益に計上される。

2.3 金融商品の相殺

金融資産及び金融負債は、認識された金額を相殺する法的強制力のある権利が存在し、かつ純額で決済する意図あるいは資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図が存在する場合にのみ相殺され、貸借対照表において純額で表示される。

2.4 有価証券売却に係る未収入金及び有価証券購入に係る未払金

有価証券売却に係る未収入金及び有価証券購入に係る未払金は、それぞれ貸借対照表の日付において約定済みであるが決済されていない売買取引を表している。これらの金額は償却原価で認識されており公正価値に近似している。減損損失引当金は、シリーズ・トラストが有価証券売却に係る未収入金を全額回収できないという客観的証拠がある場合に設定される。ブローカーの著しい財政困難、ブローカーが破産又はその他の財務再建に陥る可能性、あるいは支払いに対する債務不履行は、有価証券売却に係る未収入金の金額の減損を示す兆候であるとみなされる。

2.5 費用

費用は発生主義で包括利益計算書に認識される。

2.6 外貨換算

(A) 機能及び表示通貨

シリーズ・トラストのパフォーマンスは円建てで測定され投資家に報告される。受託会社は日本円がシリーズ・トラストの基礎となる取引の経済的影響およびオペレーション、同トラストの事象並びに状態を最も忠実に表す通貨であると認める。財務諸表は、シリーズ・トラストの機能通貨並びに表示通貨である日本円で表示されている。

(B) 取引及び残高

外貨建ての金融資産及び負債は評価日における実勢為替レートに基づいて日本円に換算される。外貨建ての金融資産及び負債の売買、受益証券の発行及び償還並びに収益及び費用項目は各取引日における実勢為替レートに基づいて日本円に換算される。

公正価値で測定される金融資産及び負債に係る外国為替レートの変動から生じる、報告された実現及び未実現の外国為替差損益は、包括利益計算書の損益を金融資産に係る実現損益及び金融資産の未実現損益の増減の変動額に含まれる。

2.7 分配

シリーズ・トラストは、受益者に対して毎月分配金を支払うことを現在の方針としている。すべての分配金は、かかる分配金に対して要求される源泉徴収税又はその他の支払うべき税金を控除した金額で支払われる。すべての名目上の分配金は、受益者に対して実際に支払われる代わりに、受益証券と同一クラスの受益証券の追加購入に充てられる。

各分配日に支払われる分配金額は、他の要因の中でも特に毎月の受益証券一口当たりのキャピタル・ゲインの見積額に応じて、運用会社の単独の裁量によって決定される。運用会社は、適切であると判断される状況においては、当該月の受益証券に対して分配金の支払を行わないことを選択する場合がある。運用会社がかかる選択を行う状況には、かかる選択を行うことが妥当であると単独の裁量によって運用会社が判断するほどに受益証券の前月の実績がマイナスであった、又はアンダーパフォームであった場合等があるがそれに限定されない。

2015年11月30日及び2014年11月30日に終了した期間において公表され支払われ、再投資された分配金は以下のとおりである。

	2015年合計金額	2014年合計金額
クラスAユニット	82,917,556,897円	1,967,638,573 円

2.8 買戻可能受益証券

シリーズ・トラストは保有者のオプションで償還できる買戻可能受益証券を有している。シリーズ・トラストはIAS第32号（改訂）「金融商品：表示」に従って、プッタブル商品を負債に分類している。改訂では金融負債の定義を満たすプッタブル金融商品は、特定の厳密な要件を満たした場合には資本に分類することが要求されている。かかる要件には以下が含まれる。

・プッタブル商品が純資産の比例的な取り分に対する権利を保有者に与えていること
・プッタブル商品はもっとも劣後的なクラスであり、クラスの特性が同一であること
・金融商品を買戻す発行者の義務を除き、現金又は他の金融資産を引き渡す契約上の義務がないこと
・プッタブル商品からの残存期間にわたる予想キャッシュ・フローの合計額が、実質的に発行者の損益に基づいていること

シリーズ・トラストの買戻可能参加受益証券は、上記の要件のすべてを満たしていないため、金融負債に分類される。

買戻可能受益証券はシリーズ・トラストの純資産額の比例持分と同額の現金によっていつでもシリーズ・トラストに戻すことができる。

買戻可能受益証券は、貸借対照表の日付において保有者が受益証券をシリーズ・トラストに戻す権利を行使した場合に支払うべき償還金額で計上される。

買戻可能受益証券は、発行時又は償還時の受益証券一口当たりのシリーズ・トラストの純資産額に基づく金額で発行又は償還される。受益証券一口当たりのシリーズ・トラストの純資産額は、買戻可能受益証券の各クラスの保有者に帰属する純資産を、そのクラスの発行済買戻可能受益証券の合計口数で割って算出される。

2.9 賠償金

受託会社及び運用会社は、シリーズ・トラストに代わってさまざまな賠償金を含む契約を締結する。これらの取決めにおけるシリーズ・トラストの最大エクスポージャーは不明である。しかし、シリーズ・トラストはこれらの契約に基づく損失の請求を過去に受けたことはなく、損失リスクの可能性は低いと見込んでいる。

2.10 発行済み受益証券に係る未収入金

発行済み受益証券に係る未収入金は、貸借対照表の日付における受領すべき発行金額で計上されている。

2.11 受取利息及び受取配当金

受取利息は、実効金利法を用いて期間按分基準で認識され、現金及び現金同等物からの受取利息を含む。受取配当金は、配当の支払いを受領する権利が確定した時点で認識される。

2.12 租税

トラストは、ケイマン諸島政府から2063年12月２日まで現地における一切の所得、利益及びキャピタル・ゲインに対する税金を免除するとの保証を得ている。現時点でケイマン諸島においてこれらに対する課税はない。

シリーズ・トラストは現在、特定の国において投資収益及びキャピタル・ゲインに対して源泉徴収税が課されている。その場合の収益及びゲインは包括利益計算書において源泉徴収税を含めた総額で計上される。源泉徴収税は包括利益計算書において個別項目として表示される。

2015年11月30日及び2014年11月30日に終了した年度において、源泉税として支払った費用は以下の通り。

	2015年	2014年
源泉税	392,540,061円	15,755,813円

シリーズ・トラストはケイマン諸島以外の国々の有価証券にも投資している。これらの国々の多くでは、シリーズ・トラストを含む非居住者もキャピタル・ゲインに対して課税される可能性があることが税法で定められている。これらのキャピタル・ゲイン税は自己申告ベースで算定することが要求されているため、シリーズ・トラストのブローカーが「源泉徴収」としてそのような税を控除することはできない。

IAS第12号「法人所得税」に従い、外国の税法が、その国の税務当局が一切の事実及び状況を熟知していると仮定して、その国を源泉とするシリーズ・トラストのキャピタル・ゲインに対して税金負債の算定を要求する可能性が高い場合に、シリーズ・トラストが税金負債を認識することが要求されている。
税金負債は、報告年度の末日時点で制定又は実質的に制定されている税法及び税率に基づいて該当する税務当局に支払うと予想される金額で測定される。制定された税法がオフショアー投資シリーズ・トラストにどのように適用されるかについては、時として不確実性が伴う。そのため税金負債がシリーズ・トラストによって最終的に支払われるか否かについて不確実性が生じる。従って、不確実な税金負債の測定に際し、経営陣はその時点で入手できる納税の可能性に影響を及ぼしかねないすべての関連する事実及び状況（税務当局の公式及び非公式の慣行を含む）を考慮する。

2015年11月30日及び2014年11月30日現在、受託会社はシリーズ・トラストの財務諸表において未認識の税務上の便益に対して計上すべき負債はないと判断した。これは受託会社の最前の見積りである一方で、シリーズ・トラストが得たキャピタル・ゲインに対して外国の税務当局が税の徴収を試みるリスクは残る。税の徴収は事前通告なしに、恐らく遡及的に行われる可能性があり、シリーズ・トラストに損失が生じる可能性がある。

2.13 取引費用

取引費用は、公正価値で測定される金融資産又は負債の取得又は処分により生じるコストである。取引費用は、発生時に、包括利益計算書で費用として直ちに認識される。2015年11月30日に終了した年度及び2014年11月30日に終了した期間において、シリーズ・トラストは92,187,307円及び6,146,779円の取引費用を計上した。

2.14 差入証拠金

先物取引締結時に、シリーズ・トラストはブローカーに対して契約金額の一定割合と同額の現金又はその他の資産を担保として預託することが求められる（当初証拠金）。原有価証券の公正価値の日々の変動に応じて、変動証拠金と称される事後の支払の授受がシリーズ・トラストによって日々行われる。

2【ファンドの現況】
【純資産額計算書】
（平成29年３月末現在）

日本株アルファ・カルテット（年２回決算型）

Ⅰ　資産総額	1,802,806,379　円
Ⅱ　負債総額	17,866,039　円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,784,940,340　円
Ⅳ　発行済数量	1,201,233,275　口
Ⅴ　１単位当り純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.4859　円

（参考）マネー・マネジメント・マザーファンド

Ⅰ　資産総額	49,061,462　円
Ⅱ　負債総額	29,997　円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	49,031,465　円
Ⅳ　発行済数量	49,026,723　口
Ⅴ　１単位当り純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0001　円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

１　名義書換手続など

該当事項はありません。

２　受益者名簿

作成しません。

３　受益者に対する特典

ありません。

４　受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

５　受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

６　受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7　償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

8　質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（注）委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(１)資本金の額

資本金の額：20億円（平成29年３月末現在）

会社が発行する株式総数：12,800,000株

発行済株式総数：3,850,000株

最近５年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(２)会社の機構

会社は、10名以内で構成される取締役により運営されます。取締役は、株主総会の決議によって選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる総株主の議決権の３分の２以上を有する株主が出席し、議決権を行使することができる総株主の議決権の３分の２以上をもってこれを行います。

取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。補欠として選任された取締役の任期は、前任取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、取締役会の決議によって取締役の中から取締役社長、取締役副社長各１名、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができます。また代表取締役は２名とし、取締役社長および取締役副社長がこれに就任します。ただし、取締役副社長を置かない場合、専務取締役から代表取締役１名を選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、招集通知は３日前までにこれを発します。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の３分の２以上が出席し、その８分の５以上をもって行います。

＜投信運用の意思決定プロセス＞

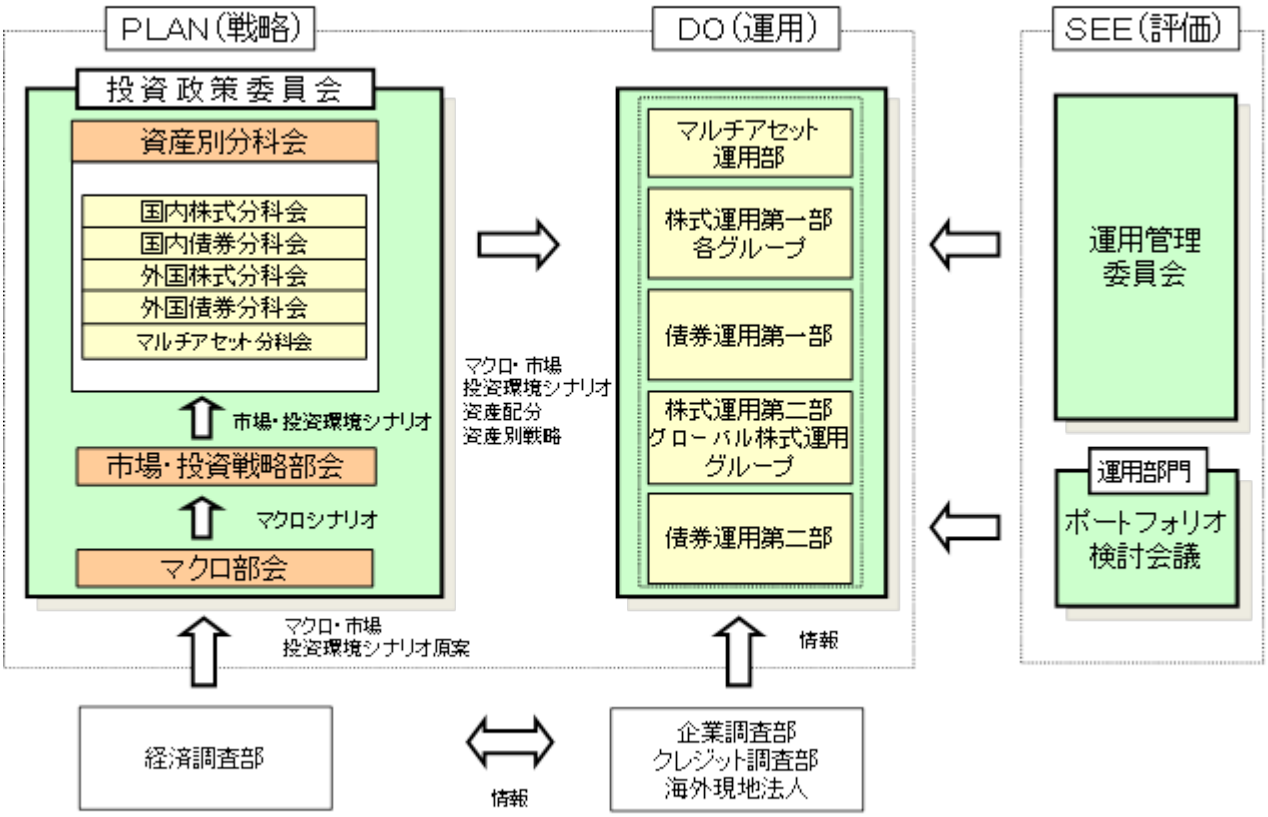

２【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、株式会社住友銀行（現株式会社三井住友フィナンシャルグループ）および大和證券株式会社（現株式会社大和証券グループ本社）の戦略的提携により平成11年４月１日付で、大和投資顧問株式会社と住銀投資顧問株式会社およびエス・ビー・アイ・エム投信株式会社の三社が合併して設立された会社です。

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成29年３月末現在、委託会社が運用の指図を行っている投資信託の総ファンド数は、405本であり、その純資産総額は、約3,330,527百万円です（なお、親投資信託135本は、ファンド数及び純資産総額からは除いております。）。

種類	ファンド数	純資産総額
単位型株式投資信託	32	95,984百万円
追加型株式投資信託	299	2,891,857百万円
単位型公社債投資信託	74	342,685百万円
合計	405	3,330,527百万円

３【委託会社等の経理状況】

１．委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。）並びに同規則第２条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年８月６日内閣府令第52号。）により作成しております。
また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。）により作成しております。

２．財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

３．委託会社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第44期事業年度（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）の財務諸表及び、第45期中間会計期間（平成28年４月１日から平成28年９月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

（１）【貸借対照表】　（単位：千円）

		第43期 （平成27年3月31日）	第44期 （平成28年3月31日）
資産の部			
流動資産			
現金・預金		19,107,074	22,725,768
前払費用		198,366	195,917
未収委託者報酬		3,278,499	3,678,543
未収運用受託報酬		1,001,357	957,351
未収収益		15,862	12,713
繰延税金資産		559,646	644,694
その他		7,378	824
流動資産計		24,168,184	28,215,813
固定資産			
有形固定資産			
建物	※1	135,473	110,648
器具備品	※1	48,230	80,498
土地		710	710
リース資産	※1	6,166	10,102
有形固定資産計		190,580	201,959
無形固定資産			
ソフトウエア		105,376	95,535

電話加入権	12,706	12,706
無形固定資産計	118,082	108,242
投資その他の資産		
投資有価証券	5,298,347	5,480,557
関係会社株式	1,169,774	956,115
従業員長期貸付金	3,738	2,428
長期差入保証金	510,636	511,355
出資金	82,660	82,660
繰延税金資産	561,097	556,611
その他	2,190	1,567
貸倒引当金	△20,750	△20,750
投資その他の資産計	7,607,693	7,570,543
固定資産計	7,916,356	7,880,745
資産合計	32,084,541	36,096,558

（単位：千円）

	第43期 （平成27年3月31日）	第44期 （平成28年3月31日）
負債の部		
流動負債		
リース債務	3,042	3,565
未払金	53,907	85,383
未払手数料	1,519,563	1,620,526
未払費用	1,178,272	1,178,517
未払法人税等	1,515,891	1,923,850
未払消費税等	620,431	323,266
賞与引当金	1,220,900	1,498,000
役員賞与引当金	87,600	101,000
業務委託関連引当金	―	25,700
その他	29,244	20,860
流動負債計	6,228,853	6,780,670
固定負債		
リース債務	3,527	7,280
退職給付引当金	1,459,244	1,546,322
役員退職慰労引当金	148,160	100,350
固定負債計	1,610,931	1,653,953

負債合計	7,839,785	8,434,623

（単位：千円）

	第43期 （平成27年3月31日）	第44期 （平成28年3月31日）
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	156,268	156,268
資本剰余金合計	156,268	156,268
利益剰余金		
利益準備金	343,731	343,731
その他利益剰余金		
別途積立金	1,100,000	1,100,000
繰越利益剰余金	20,569,363	24,034,752
利益剰余金合計	22,013,094	25,478,483
株主資本合計	24,169,363	27,634,752
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	75,392	27,182
評価・換算差額等合計	75,392	27,182
純資産合計	24,244,756	27,661,934
負債純資産合計	32,084,541	36,096,558

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	第43期 （自　平成26年4月1日 至　平成27年3月31日）	第44期 （自　平成27年4月1日 至　平成28年3月31日）
営業収益		
運用受託報酬	3,613,731	4,608,029
委託者報酬	30,077,141	33,183,045
その他営業収益	54,133	45,653
営業収益計	33,745,007	37,836,728
営業費用		
支払手数料	14,599,540	15,893,270
広告宣伝費	172,450	168,848

公告費	-	1,028
調査費		
調査費	1,225,517	1,315,033
委託調査費	3,858,570	3,914,869
委託計算費	166,866	193,638
営業雑経費		
通信費	35,132	31,664
印刷費	465,810	523,643
協会費	23,810	23,203
諸会費	2,207	2,545
その他	48,630	63,792
営業費用計	20,598,538	22,131,536
一般管理費		
給料		
役員報酬	201,630	191,952
給料・手当	2,893,443	2,916,345
賞与	99,464	108,042
退職金	4,787	7,113
福利厚生費	644,228	683,822
交際費	17,830	19,339
旅費交通費	149,324	165,319
租税公課	91,224	136,339
不動産賃借料	627,983	635,313
退職給付費用	225,474	226,884
固定資産減価償却費	58,879	55,907
賞与引当金繰入額	1,174,402	1,498,000
役員退職慰労引当金繰入額	38,530	37,270
役員賞与引当金繰入額	86,300	101,100
諸経費	250,480	279,901
一般管理費計	6,563,983	7,062,654
営業利益	6,582,484	8,642,537
営業外収益		
受取配当金	18,215	17,230
受取利息	3,072	4,001
投資有価証券売却益	71,459	62,103
為替差益	397	106
その他	12,418	13,069
営業外収益計	105,563	96,510

営業外費用		
投資有価証券売却損	764	5,968
営業外費用計	764	5,968
経常利益	6,687,284	8,733,078
特別利益		
ゴルフ会員権売却益	400	―
特別利益計	400	―
特別損失		
関係会社株式評価損	―	213,659
業務委託関連引当金繰入	―	25,700
固定資産除却損	95	4,215
割増退職金	7,785	―
特別損失計	7,881	243,574
税引前当期純利益	6,679,803	8,489,504
法人税、住民税及び事業税	2,602,339	3,016,713
法人税等調整額	△53,385	△56,198
法人税等合計	2,548,953	2,960,515
当期純利益	4,130,849	5,528,988

（３）【株主資本等変動計算書】

第43期　（自　平成26年4月1日　至　平成27年3月31日）　（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	19,953,563
当期変動額						
剰余金の配当						△3,515,050
当期純利益						4,130,849
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	-	615,799
当期末残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	20,569,363

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計				
当期首残高	21,397,294	23,553,563	3,001	3,001	23,556,565
当期変動額					
剰余金の配当	△3,515,050	△3,515,050			△3,515,050

当期純利益	4,130,849	4,130,849			4,130,849
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			72,391	72,391	72,391
当期変動額合計	615,799	615,799	72,391	72,391	688,190
当期末残高	22,013,094	24,169,363	75,392	75,392	24,244,756

第44期　（自　平成27年4月1日　至　平成28年3月31日）　（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	20,569,363
当期変動額						
剰余金の配当						△2,063,600
当期純利益						5,528,988
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	-	3,465,388
当期末残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	24,034,752

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計				
当期首残高	22,013,094	24,169,363	75,392	75,392	24,244,756
当期変動額					
剰余金の配当	△2,063,600	△2,063,600			△2,063,600
当期純利益	5,528,988	5,528,988			5,528,988
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△48,210	△48,210	△48,210
当期変動額合計	3,465,388	3,465,388	△48,210	△48,210	3,417,178
当期末残高	25,478,483	27,634,752	27,182	27,182	27,661,934

注記事項
重要な会計方針

1.有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

総平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は総平均法により算出し、評価差額は全部純資産直入法により処理しております。）を採用しております。

時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

2.固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　15～30年

器具備品　4～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3.引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、社内規定に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。

これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績に応じて、各事業年度ごとに各人別に勤務費用が確定するためです。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。

(6) 業務委託関連引当金

一部業務を外部委託するに当たり、当社が負担する従業員費用等の支出に備えるため合理的に発生すると見込まれる費用を計上しております。

4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（貸借対照表関係）

第43期 （平成27年3月31日）	第44期 （平成28年3月31日）

※1.有形固定資産の減価償却累計額	
建物	416,284千円
器具備品	241,990千円
リース資産	10,452千円
2.保証債務	
被保証者	従業員
被保証債務の内容	住宅ローン
金額	7,139千円

※1.有形固定資産の減価償却累計額	
建物	438,341千円
器具備品	272,516千円
リース資産	13,775千円
2.保証債務	
被保証者	従業員
被保証債務の内容	住宅ローン
金額	2,945千円

（株主資本等変動計算書関係）

第43期（自　平成26年4月1日　至　平成27年3月31日）

1.発行済株式に関する事項　（単位：千株）

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	3,850	－	－	3,850
合　　計	3,850	－	－	3,850

2.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成26年6月24日定時株主総会	普通株式	3,515,050	913	平成26年3月31日	平成26年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成27年6月24日定時株主総会	普通株式	2,063,600	利益剰余金	536	平成27年3月31日	平成27年6月25日

第44期（自　平成27年4月1日　至　平成28年3月31日）

1.発行済株式に関する事項　（単位：千株）

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	3,850	－	－	3,850
合　　計	3,850	－	－	3,850

2.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成27年6月24日定時株主総会	普通株式	2,063,600	536	平成27年3月31日	平成27年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成28年6月23日定時株主総会	普通株式	2,764,300	利益剰余金	718	平成28年3月31日	平成28年6月24日

（金融商品関係）

1.金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用事業を行っております。余裕資金は安全で流動性の高い金融資産で運用し、銀行からの借入や社債の発行はありません。

安全性の高い金融商品での短期的な運用の他に、自社ファンドの設定に自己資本を投入しております。

その自己設定投信は、事業推進目的で保有しており、設定、解約又は償還に関しては、社内規定に従っております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

主たる営業債権は、投資運用業等より発生する未収委託者報酬、未収運用受託報酬であります。

これらの債権は、全て１年以内の債権であり、そのほとんどが信託財産の中から支払われるため、回収不能となるリスクは極めて軽微であります。

投資有価証券は、その大半が事業推進目的で設定した投資信託であり、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。

未払手数料は、投資信託の販売に係る支払手数料であります。また、未払費用は、投資信託の運用に係る再委託手数料であります。

これらの債務は、全て１年以内の債務であります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、社内規定に従って取引先を選定し、担当部門で取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券の一部を除いて、資金決済のほとんどを自国通貨で行っているため、為替の変動リスクは極めて限定的であります。

投資有価証券のうち自己設定投信については、その残高及び損益状況等を定期的に経営会議に報告しております。

また、デリバティブ取引についても行っておりません。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、社内規定に従って手元流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません（(注2)を参照ください）。

第43期（平成27年3月31日）　　（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（1）現金・預金	19,107,074	19,107,074	－
（2）未収委託者報酬	3,278,499	3,278,499	－
（3）未収運用受託報酬	1,001,357	1,001,357	－
（4）投資有価証券			
その他有価証券	5,247,212	5,247,212	－
資産計	28,634,143	28,634,143	－
（1）未払手数料	1,519,563	1,519,563	－
（2）未払費用（*1）	926,569	926,569	－

負債計	2,446,132	2,446,132	―

（*1）金融商品に該当するものを表示しております。

第44期（平成28年3月31日）　　（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（1）現金・預金	22,725,768	22,725,768	―
（2）未収委託者報酬	3,678,543	3,678,543	―
（3）未収運用受託報酬	957,351	957,351	―
（4）投資有価証券			
その他有価証券	5,429,421	5,429,421	―
資産計	32,791,085	32,791,085	―
（1）未払手数料	1,620,526	1,620,526	―
（2）未払費用（*1）	917,268	917,268	―
負債計	2,537,794	2,537,794	―

（*1）金融商品に該当するものを表示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

（1）現金・預金、（2）未収委託者報酬、及び（3）未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（4）投資有価証券

投資信託であり、公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負債

（1）未払手数料、及び（2）未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	第43期（平成27年3月31日）	第44期（平成28年3月31日）
（1）その他有価証券		
非上場株式	51,135	51,135
（2）子会社株式		
非上場株式	1,169,774	956,115
（3）長期差入保証金	510,636	511,355

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象としておりません。このため、（1）その他有価証券の非上場株式については2.（4）投資有価証券には含めておりません。

(注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日以後の償還予定額

第43期（平成27年3月31日）　　（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	19,107,074	―	―	―
未収委託者報酬	3,278,499	―	―	―
未収運用受託報酬	1,001,357	―	―	―
投資有価証券				

その他有価証券のうち満期があるもの	428,800	2,113,200	149,744	―
合計	23,815,730	2,113,200	149,744	―

第44期（平成28年3月31日）　（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	22,725,768	―	―	―
未収委託者報酬	3,678,543	―	―	―
未収運用受託報酬	957,351	―	―	―
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期のあるもの	―	2,106,635	236,275	―
合計	27,361,663	2,106,635	236,275	―

（有価証券関係）

1.子会社株式

第43期（平成27年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額、関係会社株式 1,169,774千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

第44期（平成28年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額、関係会社株式 956,115千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2.その他有価証券

第43期（平成27年3月31日）　（単位:千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	3,086,552	2,925,460	161,092
小計	3,086,552	2,925,460	161,092
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	2,160,660	2,210,000	△49,340
小計	2,160,660	2,210,000	△49,340
合計	5,247,212	5,135,460	111,752

（注）非上場株式（貸借対照表計上額　51,135千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

第44期（平成28年3月31日）　（単位:千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	2,768,399	2,640,700	127,699
小計	2,768,399	2,640,700	127,699

貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの その他 証券投資信託の受益証券	2,661,022	2,749,542	△88,520
小計	2,661,022	2,749,542	△88,520
合計	5,429,421	5,390,242	39,178

（注）非上場株式（貸借対照表計上額　51,135千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3.当事業年度中に売却したその他有価証券

第43期（自 平成26年4月1日　至 平成27年3月31日）

（単位:千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	2,494,198	71,459	764

第44期（自 平成27年4月1日　至 平成28年3月31日）

（単位:千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	728,134	62,103	5,968

4.減損処理を行った有価証券

第43期（自 平成26年4月1日　至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

第44期（自 平成27年4月1日　至 平成28年3月31日）

当事業年度において、関係会社株式について213,659千円の減損処理を行っております。

（退職給付関係）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規程に基づく退職一時金制度のほか、確定拠出年金制度を採用しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2.簡便法を適用した確定給付制度

（1）簡便法を採用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	第43期 （自　平成26年4月1日 至　平成27年3月31日）	第44期 （自　平成27年4月1日 至　平成28年3月31日）
退職給付引当金の期首残高	1,391,001	1,459,244
退職給付費用	162,604	162,311
退職給付の支払額	△122,316	△75,233
その他	27,955	―
退職給付引当金の期末残高	1,459,244	1,546,322

（注）その他は、転籍者の退職給付引当金受入れ額であります。

（2）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（単位：千円）

	第43期 （平成27年3月31日）	第44期 （平成28年3月31日）
積立型制度の退職給付債務	―	―

年金資産	―	―
	―	―
非積立型制度の退職給付債務	1,459,244	1,546,322
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,459,244	1,546,322
退職給付引当金	1,459,244	1,546,322
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,459,244	1,546,322

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用　　第43期　162,604千円　　第44期　162,311千円

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、第43期は62,870千円、第44期は64,573千円であります。

（税効果会計関係）

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	第43期 （平成27年3月31日）	第44期 （平成28年3月31日）
(1)流動資産		
繰延税金資産		
未払事業税	107,110	119,355
賞与引当金	404,117	462,282
社会保険料	33,528	31,640
未払事業所税	4,550	4,486
その他	19,871	26,929
繰延税金資産合計	569,179	644,694
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△ 9,532	―
繰延税金負債合計	△ 9,532	―
繰延税金資産の純額	559,646	644,694
(2)固定資産		
繰延税金資産		
退職給付引当金	471,999	473,920
投資有価証券	2,243	67,546
ゴルフ会員権	11,618	11,000
役員退職慰労引当金	48,561	30,899
その他	67,362	63,787
繰延税金資産小計	601,785	647,154
評価性引当額	△ 13,861	△ 78,546
繰延税金資産合計	587,924	568,607
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△ 26,826	△ 11,996
繰延税金負債合計	△ 26,826	△ 11,996
繰延税金資産の純額	561,097	556,611

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	第43期 （平成27年3月31日）	第44期 （平成28年3月31日）
法定実効税率	35.60%	33.10%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.56%	0.47%
住民税均等割等	0.06%	0.04%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.22%	0.95%
特定外国子会社等留保課税	0.46%	0.31%
税額控除	―	△0.46%
その他	0.26%	0.46%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.16%	34.87%

3.法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の33.10%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.86%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.62%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額が81,319千円減少し、法人税等調整額が80,645千円、その他有価証券評価差額金が673千円、それぞれ増加しております。

（セグメント情報等）

セグメント情報

1.　報告セグメントの概要

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第43期（自　平成26年4月1日　至　平成27年3月31日）

1.　製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業	投資一任業務	その他	合計
外部顧客からの営業収益	30,077,141	3,613,731	54,133	33,745,007

2.　地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3.　主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益10%以上を占める相手先がないため、記載は省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
該当事項はありません。

第44期（自　平成27年4月1日　至　平成28年3月31日）
1．　製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業	投資一任業務	その他	合計
外部顧客からの営業収益	33,183,045	4,608,029	45,653	37,836,728

2．　地域ごとの情報
(1) 営業収益
本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。
(2) 有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報
外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益10%以上を占める相手先がないため、記載は省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
該当事項はありません。

(関連当事者との取引)
第43期（自 平成26年4月1日　至 平成27年3月31日）
兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金(億円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社の子会社	大和証券株式会社	東京都千代田区	1,000	証券業	―	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払※1	5,383,745	未払手数料	555,261
その他の関係会社の子会社	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区	17,709	銀行業	―	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払※1	2,695,822	未払手数料	344,291

取引条件及び取引条件の決定方針等
※1　投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格等を勘案し総合的に決定しております。

※2　上記金額の内、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれています。

第44期（自 平成27年4月1日　至 平成28年3月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金(億円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社の子会社	大和証券株式会社	東京都千代田区	1,000	証券業	―	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払※1	5,745,272	未払手数料	451,175
その他の関係会社の子会社	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区	17,709	銀行業	―	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払※1	2,730,584	未払手数料	436,102

取引条件及び取引条件の決定方針等

※1　投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格等を勘案し総合的に決定しております。

※2　上記金額の内、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれています。

（１株当たり情報）

	第43期（自　平成26年4月1日　至　平成27年3月31日）	第44期（自　平成27年4月1日　至　平成28年3月31日）
1株当たり純資産額	6,297円34銭	7,184円92銭
1株当たり当期純利益金額	1,072円95銭	1,436円10銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たりの当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第43期（自　平成26年4月1日　至　平成27年3月31日）	第44期（自　平成27年4月1日　至　平成28年3月31日）
当期純利益(千円)	4,130,849	5,528,988
普通株主に帰属しない金額（千円）	―	―
普通株式に係る当期純利益（千円）	4,130,849	5,528,988
普通株式の期中平均株式数（千株）	3,850	3,850

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

(1) 中間貸借対照表　（単位:千円）

	当中間会計期間（平成28年9月30日）
資産の部	

流動資産		
現金・預金		18,403,442
前払費用		174,052
未収委託者報酬		3,194,847
未収運用受託報酬		1,169,249
未収収益		11,212
繰延税金資産		319,200
流動資産計		23,272,005
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1	101,567
器具備品	※1	71,189
土地		710
リース資産	※1	12,687
有形固定資産計		186,153
無形固定資産		94,349
投資その他の資産		
投資有価証券		7,578,136
関係会社株式		956,115
従業員長期貸付金		301
長期差入保証金		511,994
出資金		82,660
繰延税金資産		529,235
その他		356
貸倒引当金		△ 20,750
投資その他の資産計		9,638,048
固定資産計		9,918,550
資産合計		33,190,556

（単位：千円）

	当中間会計期間 （平成28年9月30日）
負債の部	
流動負債	
リース債務	4,092
未払金	170,532
未払手数料	1,384,083

未払費用	1,130,930
未払法人税等	779,479
未払消費税等	129,602
前受収益	50,427
賞与引当金	706,000
役員賞与引当金	44,600
その他	25,087
流動負債計	4,424,835
固定負債	
リース債務	9,556
退職給付引当金	1,472,159
役員退職慰労引当金	74,475
固定負債計	1,556,191
負債合計	5,981,027

（単位：千円）

	当中間会計期間 （平成28年9月30日）
純資産の部	
株主資本	
資本金	2,000,000
資本剰余金	
資本準備金	156,268
資本剰余金合計	156,268
利益剰余金	
利益準備金	343,731
その他利益剰余金	
別途積立金	1,100,000
繰越利益剰余金	23,624,772
利益剰余金合計	25,068,503
株主資本合計	27,224,772
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△ 15,242
評価・換算差額等合計	△ 15,242
純資産合計	27,209,529
負債純資産合計	33,190,556

（２）中間損益計算書

（単位:千円）

		当中間会計期間 （自　平成28年4月1日　至　平成28年9月30日）
営業収益		
委託者報酬		14,366,017
運用受託報酬		2,079,955
その他営業収益		18,316
営業収益計		16,464,289
営業費用		9,571,524
一般管理費	※１	3,477,200
営業利益		3,415,565
営業外収益		
受取配当金		1,724
受取利息		600
投資有価証券売却益		6,000
雑収入		4,168
営業外収益計		12,493
営業外費用		
投資有価証券売却損		106
為替差損		491
営業外費用計		598
経常利益		3,427,460
税引前中間純利益		3,427,460
法人税、住民税及び事業税		701,547
法人税等調整額		371,592
法人税等合計		1,073,140
中間純利益		2,354,320

（３）中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自　平成28年4月1日　至　平成28年9月30日）

（単位:千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益剰余金

当期首残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	24,034,752
当中間期変動額						
剰余金の配当						△2,764,300
中間純利益						2,354,320
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）						
当中間期変動額合計	―	―	―	―	―	△409,979
当中間期末残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	23,624,772

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金				
	利益剰余金合計	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	25,478,483	27,634,752	27,182	27,182	27,661,934
当中間期変動額					
剰余金の配当	△2,764,300	△2,764,300			△2,764,300
中間純利益	2,354,320	2,354,320			2,354,320
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）			△42,425	△42,425	△42,425
当中間期変動額合計	△409,979	△409,979	△42,425	△42,425	△452,405
当中間期末残高	25,068,503	27,224,772	△15,242	△15,242	27,209,529

注記事項

（重要な会計方針）

１．資産の評価基準及び評価方法	有価証券 (1)子会社株式　　…総平均法による原価法 (2)その他有価証券 時価のあるもの…中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定） 時価のないもの…総平均法による原価法
２．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物15年～30年、器具備品4年～15年 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。 (3) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
３．引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。 (3) 役員賞与引当金 役員賞与の支払に備えるため、当事業年度における支給見込額の当中間会計期間の負担額を計上しております。 (4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、社内規定に基づく当中間会計期間末の要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績に応じて、各事業年度ごとに各人別に勤務費用が確定するためです。 (5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当中間会計期間末の要支給額を計上しております。
４．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（会計方針の変更）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年6月17日）を当中間会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当中間会計期間において、中間財務諸表への影響額はありません。

（追加情報）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年3月28日）を当中間会計期間から適用しております。

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間（平成28年9月30日）		
※１．有形固定資産の減価償却累計額		731,458千円
２．保証債務		
被保証者	従業員	
被保証債務の内容	住宅ローン	
金額	1,946千円	

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間（自 平成28年4月1日　至 平成28年9月30日）		
※１．減価償却実施額	有形固定資産	25,160千円
	無形固定資産	20,743千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 平成28年4月1日　至 平成28年9月30日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（千株）	3,850	―	―	3,850

２．配当に関する事項
配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月23日定時株主総会	普通株式	2,764,300	718	平成28年3月31日	平成28年6月24日

（金融商品関係）

当中間会計期間（平成28年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成28年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（（注2）をご参照ください。）

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
（1）現金・預金	18,403,442	18,403,442	―
（2）未収委託者報酬	3,194,847	3,194,847	―
（3）未収運用受託報酬	1,169,249	1,169,249	―
（4）投資有価証券 その他有価証券	7,527,000	7,527,000	―
資産計	30,294,540	30,294,540	―
（1）未払手数料	1,384,083	1,384,083	―
（2）未払費用　※1	832,303	832,303	―
負債計	2,216,386	2,216,386	―

（※1） 金融商品に該当するものを表示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

（1）現金・預金、（2）未収委託者報酬、及び（3）未収運用受託報酬

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（4）投資有価証券

投資信託であり、公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

負債

（1）未払手数料及び（2）未払費用

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額
（1）その他有価証券 非上場株式	51,135
（2）子会社株式 非上場株式	956,115
（3）長期差入保証金	511,994

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象としておりません。

（有価証券関係）

当中間会計期間（平成28年9月30日）

1.子会社株式

子会社株式（中間貸借対照表計上額　関係会社株式956,115千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2.その他有価証券

（単位：千円）

区　　分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
証券投資信託の受益証券	2,943,194	2,816,700	126,494
小計	2,943,194	2,816,700	126,494
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
証券投資信託の受益証券	4,583,805	4,732,270	△148,464
小計	4,583,805	4,732,270	△148,464
合計	7,527,000	7,548,970	△21,970

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 51,135千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（デリバティブ取引関係）

当中間会計期間（平成28年9月30日）

デリバティブ取引を利用しておりませんので、該当事項はありません。

（セグメント情報等）

セグメント情報

当中間会計期間（自　平成28年4月1日　至　平成28年9月30日）

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当中間会計期間（自　平成28年4月1日　至　平成28年9月30日）

1.サービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業	投資一任業務	その他	合計
外部顧客からの営業収益	14,366,017	2,079,955	18,316	16,464,289

2.地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦の顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間（自　平成28年4月1日　至　平成28年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間（自　平成28年4月1日　至　平成28年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間（自　平成28年4月1日　至　平成28年9月30日）

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

１株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
(1) １株当たり純資産額	7,067円41銭
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額(千円)	27,209,529
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	―
普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)	27,209,529
１株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数(千株)	3,850

１株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (自 平成28年4月１日 至 平成28年9月30日)
(2) １株当たり中間純利益金額	611円51銭
(算定上の基礎)	
中間純利益金額(千円)	2,354,320
普通株式に帰属しない金額(千円)	―
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	2,354,320

普通株式の期中平均株式数(千株)	3,850

（注） 潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在しないため、記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(１)自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

(２)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

(３)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(４)および(５)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

(４)委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(５)上記(３)および(４)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

５【その他】

(１)定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(２)訴訟事件その他重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件等は発生していません。

委託会社の営業年度は、毎年４月１日より翌年３月31日までとし、営業年度末に決算を行います。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(１)受託会社

名称	資本金の額（百万円） 平成28年９月末現在	事業の内容

株式会社りそな銀行	279,928	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

＜参考：再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）の概要＞

・資本金：51,000百万円（平成28年９月末現在）

・事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

・再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(２)販売会社

名称	資本金の額（百万円） 平成28年９月末現在	事業の内容
大和証券株式会社	100,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	10,000	

２【関係業務の概要】

(１)受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産に属する有価証券の保管・管理・計算等およびその信託事務処理の一部の委託等を行います。

(２)販売会社

日本におけるファンドの募集・販売業務、解約金・償還金、収益分配金の支払い等に関する事務等を行います。

３【資本関係】

①大和証券株式会社の親会社である株式会社大和証券グループ本社は、ファンドの受益権の発行会社である大和住銀投信投資顧問株式会社の44.0%の株式を保有しています。

②ＳＭＢＣ日興証券株式会社の親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループは、ファンドの受益権の発行会社である大和住銀投信投資顧問株式会社の44.0%の株式を保有しています。

第３【その他】

１　目論見書の表紙から本文の前までおよび裏表紙の記載について

(１)「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨を記載することがあります。

(２)委託会社の金融商品取引業者登録番号を記載することがあります。

(３)委託会社のインターネットホームページのアドレスおよび他のインターネットのアドレス（これらのアドレスをコード化した図形等も含む）ならびに電話番号および受付時間等を記載することがあります。
(４)請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨を記載することがあります。
(５)目論見書の使用開始日を記載することがあります。
(６)投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載することがあります。
(７)請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨を記載することがあります。
(８)「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載をすることがあります。
(９)当ファンドのロゴおよび委託会社のロゴを記載することがあります。
(10)ファンドの形態等を表示する文言を記載することがあります。
(11)図案を採用することがあります。また、ファンドの管理番号等を記載することがあります。

２　目論見書は電子媒体として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

３　当ファンドの投資信託約款の全文を請求目論見書に掲載することがあります。

４　目論見書は、目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」と称して使用することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成28年６月10日

大和住銀投信投資顧問株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	飯　田　浩　司	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	梅　津　　広	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和住銀投信投資顧問株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第44期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和住銀投信投資顧問株式会社の平成28年３月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注１)　上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
(注２)　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年4月14日

大和住銀投信投資顧問株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	飯田　浩司	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	梅津　広	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日本株アルファ・カルテット(年２回決算型)の平成28年9月6日から平成29年3月6日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本株アルファ・カルテット(年２回決算型)の平成29年3月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和住銀投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注１)　上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注２)　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成28年12月９日

大和住銀投信投資顧問株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	飯　田　浩　司	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	梅　津　　広	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和住銀投信投資顧問株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第45期事業年度の中間会計期間（平成28年４月１日から平成28年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大和住銀投信投資顧問株式会社の平成28年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成28年４月１日から平成28年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注１)　上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
(注２)　XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。